

鋼船規則

規
則

B 編 船級検査

2015 年 第 3 回 一部改正

2015 年 12 月 25 日 規則 第 54 号

2015 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2015 年 9 月 14 日 理事会 承認

2015 年 12 月 25 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その1

1 章 通則

1.3 定義

1.3.1 用語

(17)から(20)を(19)から(22)に改め、(17)及び(18)として次の2号を加える。

本編で使用する用語は、次のように定める。なお、本編で特に定められていない用語については、他の各編に定めるところによる。

((1)から(10)は省略)

- (11) 「油タンカー」とは、油のばら積み運送のために建造又は改造した貨物船をいい、鉍石兼油タンカー、ばら積貨物兼鉍石兼油タンカー及びばら積みの油を貨物又は貨物の一部として積載している場合における危険化学品ばら積船を含む。
- (12) 「ダブルハル油タンカー」とは、油タンカーのうち、貨物エリアの全長にわたって貨物タンクを保護するための二重底及び二重船側構造を有する油タンカーをいい、**海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編 3.2.4**の規定に適合していない現存二重船殻構造油タンカーを含む。
- (13) 「ばら積貨物船」とは、次の(a)から(c)に掲げる船舶をいう。
 - (a) 貨物区画にトップサイドタンク及びビルジホップタンクを有する一層甲板船で乾貨物のばら積運送を主に行うために建造又は改造された貨物船
 - (b) 貨物区画に2列の縦通隔壁及び二重底を有する一層甲板船でセンター貨物倉にのみ鉍石を積載して運送するよう建造又は改造された鉍石運搬船
 - (c) 前(a)又は(b)と同様の構造を有するばら積貨物兼鉍石兼油タンカー及び鉍石兼油タンカー
- (14) 「二重船側構造ばら積貨物船」とは、(13)に定めるばら積貨物船のうち、すべての貨物倉が二重船側構造(二重船側区画の幅の大小を問わず)で構成されるものをいう。
- (15) 「一般乾貨物船」とは、固体貨物を運搬する貨物船をいい、次に掲げる船舶を除く。
 - ・ばら積貨物船
 - ・コンテナ運搬船
 - ・ロールオン・ロールオフ船
 - ・自動車運搬船

- ・冷凍運搬船
 - ・専ら木材チップを運搬する船
 - ・専らセメントを運搬する船
 - ・貨物倉の船側部が，貨物区域内の全長にわたり，かつ最上層の全通甲板に達する高さまで全て二重船側構造となる船
- (16) 「木材運搬船」とは，(15)に定める「一般乾貨物船」のうち，木材乾玄を有する船舶又は主として原木を運搬する船舶をいう。
- (17) 「液化ガスばら積船」とは，**A 編 2.1.42**に定義する船舶をいう。
- (18) 「危険化学品ばら積船」とは，**A 編 2.1.43**に定義する船舶をいう。
- ~~(1719)~~ 「検査基準日」とは，船級証書の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいい，船級証書の有効期間の満了日を除く。
- ~~(1820)~~ 「点食」とは，周囲における一様腐食よりも大きな部分的な材料減少をともなう点状腐食箇所及び範囲をいう。点食の分布図を**図 B1.1**に示す。
- ~~(1921)~~ 「エッジ部における腐食」とは，板，骨，主要支持部材の遊辺及び開口周りにおける部分的な腐食をいう。エッジ部における腐食の例を**図 B1.2**に示す。
- ~~(2022)~~ 「グルーピング」とは，骨部材に沿った溶接継手，骨部材又は板部材のバット又はシーム近傍における部材の局部的な腐食をいう。グルーピングの例を**図 B1.3**に示す。

11 章 潜水船に関する検査

11.1 一般

11.1.2 検査に関する一般規定

-3.(1)を次のように改める。

- 3. 定期的検査の時期
- (1) 中間検査
中間検査は，**1.3.1(~~1719~~)**に定義する検査基準日の前後3ヶ月以内に行う。
- (2) 定期検査
定期検査は，**1.1.3-1.(3)**に規定する時期に行う。

附 則 (改正その1)

1. この規則は，2015年12月25日から施行する。

1章 通則

1.4 検査の準備その他

1.4.6 として次の1条を加える。

1.4.6 検査、計測及び整備を行う事業所

-1. 特に規定されない限り、板厚計測、水中検査のうち潜水土又は遠隔制御機器を用いた検査並びに超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験を第三者が行う場合には、当該第三者は、本会が適当と認める事業所でなければならない。

-2. 特に規定されない限り、固定式消火装置、持運び式消火器、自蔵式呼吸具、非常脱出用呼吸具、火災探知警報装置の検査又は整備を第三者が行う場合には、当該第三者は、本会が適当と認める事業所でなければならない。

-3. 特に規定されない限り、メンブレン方式の液化ガスばら積船における一次及び二次防壁のガス密レベルの検査を第三者が行う場合には、当該第三者は、本会が適当と認める事業所でなければならない。

5章 定期検査

5.2 船体、艀装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.6 構造部材等の板厚計測

-1.を次のように改める。

-1. 定期検査では、次の**(1)**から**(5)**に従って構造部材等の板厚計測を行う。

(1) 板厚計測は、適正な超音波板厚計を使用するか、又はその他の同等な方法により行う。なお、検査員が必要と認める場合は、その機材の精度の証明を要求することがある。

(2) 板厚計測は、4回目の年次検査の時期以降に検査員立会いのもとで、「**事業所承認規則**」に従って本会の承認した**業者事業所**または**本会が適当と認める業者**によって行わなければならない。なお、計測値の精度を確保するため検査員が必要と認める場合は、再計測を要求することがある。

(3) 追加の板厚計測は当該検査が完了するまでに行わなければならない。

(4) 板厚計測の結果は、板厚計測記録としてまとめ、本会に提出しなければならない。

(5) 精密検査の対象部材に対する板厚計測は精密検査と同時に実施しなければならない。

11章 潜水船に関する検査

11.1 一般

11.1.2 検査に関する一般規定

-5.及び-6.として次の2項を加える。

-5. 特に規定されない限り、板厚計測、水中検査のうち潜水士又は遠隔制御機器を用いた検査、超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験を第三者が行う場合には、当該第三者は、本会が適当と認める事業所でなければならない。

-6. 特に規定されない限り、持運び式消火器の検査又は整備を第三者が行う場合には、当該第三者は、本会が適当と認める事業所でなければならない。

13章 海洋構造物等の定期的検査の特例

13.2 検査の準備等

13.2.2 を次のように改める。

13.2.2 検査、計測及び整備を行う事業所

~~13.4 に掲げる検査を、検査事業所が行う場合、検査事業所は、本会に承認を得た事業所でなければならない。~~

-1. 特に規定されない限り、板厚計測、水中検査のうち潜水士又は遠隔制御機器を用いた検査、超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験を第三者が行う場合には、当該第三者は、本会が適当と認める事業所でなければならない。

-2. 特に規定されない限り、固定式消火装置、持運び式消火器、自蔵式呼吸具、非常脱出用呼吸具、火災探知警報装置の検査又は整備を第三者が行う場合には、当該第三者は、本会が適当と認める事業所でなければならない。

附 則（改正その2）

1. この規則は、2016年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日より前に本会の承認を受けた事業所にあつては、当該承認の有効期限の満了日又は2018年12月31日のいずれか早い日までは、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

1章 通則

1.1 検査

1.1.3 船級維持検査の時期

(6)を次のように改める。

-1. 定期的検査の時期は、次の(1)から(6)に規定するところによる。

((1)から(5)は省略)

(6) プロペラ軸及び船尾管軸の検査

プロペラ軸及び船尾管軸の開放検査は、プロペラ軸又は船尾管軸の種類等に応じて次の(a)から(ei)に定める時期に行う。

(a) 第1種プロペラ軸又は第1種船尾管軸（以下、本編において「第1種軸」という。）の開放検査は、登録検査又は前回の開放検査を完了した日から5年を超えない時期（検査期限日）に行う。

(b) 油潤滑式船尾管軸受を有する第1種軸の開放検査にあつては、前(a)にかかわらず、以下によることができる。

i) 第1B種軸の開放検査は、前(a)に規定する時期に8.1.2-1.に規定する部分検査を行うことを条件として同部分検査を完了した日から3年を超えない時期とすることができる。更に、同部分検査から3年を超えない時期に、同部分検査以降、軸の適切な保守管理が維持されていることが確認された場合は、開放検査の時期を当該確認検査から2年を超えない時期とすることができる。

ii) 第1C種軸の開放検査は、前(a)に規定する時期に8.1.2-2.に規定する部分検査を行うことを条件として同部分検査を完了した日から5年を超えない時期とすることができる。

(c) 8.1.3 に規定する予防保全管理方式を採用する第1種軸については、前(a)にかかわらず、開放検査のうち軸の抜き出し検査を、当該予防保全管理の結果に基づく時期に行うことができる。

(d) 本会により承認された耐食性材料で製造される第1種軸にあつては、8.1.2-3.に規定する当該軸に対する部分検査を登録検査、前回の開放検査又は前回の部分検査を完了した日から36ヶ月を超えない時期に行うことを条件として前(a)に定める規定する時期に行う。

(e) 第2種プロペラ軸又は第2種船尾管軸（以下、本章において「第2種軸」という。）の開放検査は、次の i)及び ii)に定める時期に行う。

i) 定期検査の時期

ii) 登録検査又は前回の開放検査が完了した日から36ヶ月を超えない時期（検査期限日）

ただし、船尾管軸受又は張出し軸受の内部の軸の構造が第1種軸の要件に

適合し、船尾管軸受と張出し軸受との間の軸身の構造が第2種軸であるような船舶にあっては、上記 **i)** 及び **ii)** の時期に当該第2種軸の構造部分の検査を行うことを条件として、当該軸の開放検査は、前**(a)**に規定する時期とすることができる。

- (f) 前**(a)**及び**(e)**の適用上、検査期限日の3ヶ月前から検査期限日までの日に開放検査が完了する場合、検査期限日を当該開放検査が完了した日とみなす。
- (g) 前**(b)**及び**(d)**の適用上、部分検査又は確認検査を検査期限日の1ヶ月前となる日から検査期限日までの日に行った場合には、検査期限日を当該部分検査又は確認検査が完了した日とみなす。部分検査又は確認検査を検査期限日の1ヶ月前となる日より前に行った場合には、実際に当該部分検査又は確認検査を行った日とする。
- (h) 水潤滑式軸受により潤滑を行う軸のうち、キーレス構造のものは、少なくとも15年毎に、プロペラを取り外した状態で軸のコーン部に非破壊検査を実施し、異常のないことを確認しなければならない。当該非破壊検査は、原則として磁粉探傷法とする。
- (i) 前**(a)**から**(h)**にかかわらず、船級符号に“APSS・O”又は“APSS・W”の付記を有する船舶のプロペラ軸又は船尾管軸の開放検査は、本会が別途定めるところにより行う。

1.2 特殊な船舶，設備，装置等

1.2.4 として次の1条を加える。

1.2.4 ウォータージェット推進装置等に対する検査

ウォータージェット推進装置又は旋回式推進装置に対する検査は、本会が別途定めるところによる。

1.3 定義

1.3.1 用語

(21)として次の1号を加える。

本編で使用する用語は、次のように定める。なお、本編で特に定められていない用語については、他の各編に定めるところによる。

((1)から(20)は省略)

(21) プロペラ軸及び船尾管軸の検査の適用上、次の**(a)**から**(h)**による。

- (a) 「軸」とは、次の**(b)**に規定するプロペラ軸及び次の**(c)**に規定する船尾管軸をいう。
- (b) 「プロペラ軸」とは、推進軸の一部であってプロペラが取り付けられるものをいう。
- (c) 「船尾管軸」とは、中間軸とプロペラ軸との間の位置にある軸（通常、船尾管内に配置される又は船外の水中を駆動するもの。）をいう。

- (d) 「船尾管」とは、船尾の船殻の位置（又は船舶の後方となる部分）であって船尾管軸又はプロペラ軸の最後部が船体を貫通する箇所に装備する筒状又は管状の構造物をいい、軸を支持し、軸受及びシール装置が設備されたものをいう。
- (e) 「船尾管シール装置」とは、最も船内側及び油潤滑式又は清水潤滑式の船尾管軸受の場合には最も船外側に設置される装置をいう。船内側のシール装置は、船尾管の前方の部分に設置される装置であって潤滑流体の船内への漏洩に対してシールをするものとする。船外側のシール装置は、船尾管の後方の部分に設置される装置であって海水の船内への侵入及び潤滑流体の船外への漏洩に対してシールをするものとする。
- (f) 「油潤滑式」とは、油により船尾管軸の潤滑を行う軸受であって、軸装置が適切なシール装置又はグランド装置により外部環境から保護されているものについていう。
- (g) 「清水潤滑式」とは、清水により船尾管軸の潤滑及び冷却を行う軸受であって、軸装置が適切なシール装置又はグランド装置により外部環境から保護されているものについていう。
- (h) 「水潤滑式」とは、水（海水又は淡水）により船尾管軸の潤滑及び冷却を行う軸受であって、軸装置が外部環境にさらされているものについていう。

6章 船底検査

6.1 船底検査

6.1.2 を次のように改める。

6.1.2 水中検査

(-1.は省略)

-2. 水中検査実施の承認にあたっては、次の図面、資料等を含む水中検査計画書を提出し、あらかじめ本会の承認を得なければならない。

((1)及び(2)は省略)

(3) **-3.(1)又は(4)**の規定を適宜参酌する場合、操作若しくは作動履歴、船上試験又は採取される潤滑油又は潤滑清水の分析結果から舵軸受部の間隙又は船尾管軸受部における軸降下量に異常がないと検査員が確認できるような手段が構築されていることを示す資料

((4)は省略)

-3. 水中検査を適用しようとする船舶には、あらかじめ次に掲げる措置が講じられていなければならない。ただし、前**-2.(3)**の資料が提出されている場合、次の**(1)又は(4)**について適宜参酌することができる。

((1)及び(2)は省略)

(3) 水潤滑式の船尾管軸受を有する船舶の場合には、プロペラ軸と軸受支面材とのすき間を容易に確認できる方法

(4) 油潤滑式又は清水潤滑式の船尾管軸受を有する船舶の場合は、船尾管密封装置の機能及び軸降下量が容易に確認できる方法

(5) プロペラの羽根の位置及びその番号を確認できる方法

((6)及び(7)は省略)

(-4.は省略)

表 B6.1 を次のように改める。

表 B6.1 船底検査の項目

検査項目	備考
(1 から 3 は省略)	
4 船尾管後端又は張出し軸受の軸受部	・ プロペラ軸及び船尾管軸との間隙又は軸降下量を計測する。
5 船尾管シール装置及び張出し軸受シール装置	・ 油潤滑式又は清水潤滑式の場合、効力を確認する。
6 プロペラ	・ 可変ピッチプロペラの場合は、変節機構を作動状態で検査する。
(7 から 9 は省略)	

8章 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

8.1 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

8.1.1 から 8.1.3 を次のように改める。

8.1.1 開放検査

開放検査は、~~プロペラをプロペラ軸から取り外した状態で~~、表 B8.1 に掲げる該当項目について行う。

8.1.2 部分検査

-1. 油潤滑式船尾管軸を有する第 1 種軸に対する部分検査は、次の(1)から(3)の該当項目について行う。

- (1) プロペラ軸の機関室内部に露出した部分の外観検査可能な範囲における軸装置の外観検査
- (2) ねじり振動の危険回転数が回避されていることの確認
- (3) 表 B8.1 の ~~42~~, ~~4~~, ~~6~~, ~~5~~, ~~69~~, ~~912~~ 及び ~~4013~~ 項に示す該当項目並びに次の(a)から(d)に掲げる計測、記録及び確認について行う。ただし、プロペラ軸のテーパ部にキーを用いないでプロペラが取り付けられる構造又はプロペラ軸のフランジ部にボルトを用いてプロペラが取り付けられる構造の場合には、現状について異常がなければ、表 B8.1 の ~~42~~, ~~5~~ 及び ~~69~~ 項の該当項目の検査は省略できる。
 - (a) 船尾管軸受部の後端におけるプロペラ軸又は船尾管軸の軸降下量の計測及び記録
 - (b) プロペラの質量の不釣合を引き起こし得る損傷が無いことの確認
 - (c) シール装置のライナーが適切な状態であることの確認
 - (d) 船内側及び船外側のシール装置に異常のないことの確認

-2. 第 1C 種プロペラ軸に対する部分検査は、-1.に規定する検査に加えて、本会所定の「船尾管軸受部及びシール装置の監視記録簿」の記載内容を調査する。

-3. 承認された耐食性材料により製造された第 1 種軸に対する部分検査は、次の(1)及び(2)の該当項目について行う。検査の結果、異常が認められた場合、表 B8.1 に規定する開放検査を行う。

- (1) プロペラを取付けた状態で、プロペラ軸を船尾管軸受との当たり部が確認できる程度に船外に引き出し、要部を検査する。
- (2) 表 B8.1 の ~~45~~, ~~5~~ 及び ~~811~~ 項に規定する検査
- (3) シール装置のライナーが適切な状態であることの確認を行う。
- (4) 船内側及び船外側のシール装置に異常のないことの確認を行う。

8.1.3 プロペラ軸の予防保全管理

~~前~~8.1.1 の規定にかかわらず、油潤滑式の船尾管軸受並びに本会が適当と認める船尾管シール装置を有する船舶において、次の(1)又は(2)のいずれかの予防保全管理を実施する場合は、本会の承認した予防保全管理方式に基づく各監視記録の調査の結果が良好であれば、表 B8.1 の 1, 23, 34, 5, 及び 57 及び 8 項の検査を現状検査等に代えることができる。また、表 B8.1 の 1, 23, 34, 5, 及び 7 及び 8 項以外の検査項目については、第 1C 種プロペラ軸に対する規定を準用することができる。なお、本会が適当と認める場合、表 B8.1 の

69項の外観検査を一部省略して差し支えない。

- (1) 本会の承認した予防保全管理方式に基づき、少なくとも次の(a)から(d)の項目につき、適切に監視並びに記録を行い、これらのパラメータを基にプロペラ軸系の潤滑状態を診断する。この場合、本会は、当該予防保全管理方式の承認を得た船舶に対して船級符号に“*Propeller Shaft Condition Monitoring System*” (略号 *PSCM*) を付記する。
 - (a) 少なくとも6ヶ月毎に採取する潤滑油の定期的分析項目には少なくとも次を含まなければならない。
 - i) 水分
 - ii) 塩分
 - iii) 軸材及び軸受材金属粉
 - iv) 油の酸化度
 - (b) 潤滑油の消費量
 - (c) 軸受部の温度
 - (d) 表 B8.1 の 48 項の値
- (2) 本会の承認した予防保全管理方式に基づき、少なくとも次の(a)から(e)の項目につき、適切に監視並びに記録を行い、これらのパラメータを基にプロペラ軸系の潤滑状態を診断する。この場合、本会は、当該予防保全管理方式の承認を得た船舶に対して船級符号に“*Propeller Shaft Condition Monitoring System · A*” (略号 *PSCM · A*) を付記する。
 - (a) 少なくとも6ヶ月毎に採取する潤滑油の定期的分析項目には少なくとも次を含まなければならない。
 - i) 水分
 - ii) 塩分
 - iii) 軸材及び軸受材金属粉
 - iv) 油の酸化度
 - (b) 船上において、少なくとも1ヶ月毎に採取する潤滑油の水分混入量。ただし、前(a)に規定する潤滑油の定期的分析を少なくとも3ヶ月毎に実施する場合は、これを省略することができる。
 - (c) 潤滑油の消費量
 - (d) 軸受部の温度
 - (e) 表 B8.1 の 48 項の値

8.1.4 として次の1条を加える。

8.1.4 船級符号に“*APSS · O*”又は“*APSS · W*”の付記を有する船舶のプロペラ軸又は船尾管軸の検査

8.1.1 から 8.1.3 の規定にかかわらず、船級符号に“*APSS · O*”又は“*APSS · W*”の付記を有する船舶のプロペラ軸又は船尾管軸の検査については、本会が別途定めるところにより行う。

表 B8.1 を次のように改める。

表 B8.1 プロペラ軸及び船尾管軸の開放検査項目

検査項目	検査内容
<p>1 プロペラ軸及び船尾管軸の抜き出し</p> <p>-1. 油潤滑式又は清水潤滑式軸受の場合</p> <hr/> <p>-2. 水潤滑式軸受の場合</p>	<p>・プロペラ軸及び船尾管軸を抜き出し、当該軸、シール装置及び軸受の全体にわたり異常がないことを確認する。</p> <hr/> <p>・プロペラ軸及び船尾管軸を抜き出し、当該軸（スリーブ、腐食に対する保護装置、応力の低減のための措置を含む。）、船内側のシール装置及び軸受の全体にわたり異常がないことを確認する。</p>
<p>42 プロペラの取り付け部</p> <p>-1. キー付構造のプロペラ軸 ^(注1)</p>	<p>・軸スリーブの後端（スリーブのない場合はテーパ大端部）から船尾側へ向ってテーパ部全長の約 1/3 の長さの範囲についての有効な非破壊検査テーパ大端部が見えるまでプロペラをプロペラ軸から取り外し、テーパ大端部付近の軸全面（キー溝も含む）について、本会が適当と認める非破壊検査 ^(注6) を行う（8.1.1 の規定により要求される場合であって、スリーブがはめこまれている軸の場合には、当該非破壊検査はスリーブの後端まで行う）。</p>
<p>-2. キーレス構造のプロペラ軸 ^(注2)</p>	<p>・軸テーパのプロペラ取付けテーパ大端部についての有効な非破壊検査。テーパ大端部が見えるまでプロペラをプロペラ軸から取り外し、テーパ大端部付近の軸全面について、本会が適当と認める非破壊検査 ^(注6) を行う（8.1.1 の規定により要求される場合であって、スリーブがはめこまれている軸の場合には、当該非破壊検査はスリーブの後端まで行う） ^(注7)。また、プロペラを取り付けるときには、プロペラの押し込み量が D 編 7.3.1-1. に定める下限値と上限値の範囲にあることの確認を行う。</p>
<p>-3. フランジ構造のプロペラ軸 ^(注3)</p>	<p>・プロペラ取付けフランジ部及びその取付けボルトについての有効な非破壊検査。ただし、外観検査により検査員が現状良好と認める場合は、非破壊検査を省略することができる。プロペラ取付けフランジ部の取付けボルトを取り外した場合、当該フランジ部に近寄れる設計の場合又は本会が必要と認めた場合、当該フランジ部及びその取付けボルトについて、本会が適当と認める表面探傷検査 ^(注6) を行う。</p>

表 B8.1 プロペラ軸及び船尾管軸の開放検査項目（続き）

検査項目	検査内容
23 プロペラ軸又は船尾管軸及び軸継手ボルト	・外観検査を行う。ただし、軸継手ボルトにあっては、外観検査の結果、検査員が必要と認める場合は有効な非破壊検査を行うこと。また、第2種軸にあっては、防食用覆を取り外した状態で行うこと。
34 船尾管軸受 ^(注4)	・状況確認を行う。
45 船尾管軸受部後端の軸受部とプロペラ軸及び船尾管軸とのすき間又は軸降下量 ^(注4)	・軸受部と軸とのすき間の計測及び記録を行う。
6 プロペラ	・ <u>プロペラの質量の不釣合を引き起こし得る損傷が無いことの確認を行う。</u>
57 船尾管シール装置 ^(注5) の要部	・ <u>開放検査を行う。プロペラ軸及びプロペラを取り付ける際に、船内側及び船外側のシール装置に異常のないことを確認する。</u>
8 油潤滑式又は清水潤滑式の船尾管軸受部の後端におけるプロペラ軸又は船尾管軸の軸降下量	・ <u>プロペラ軸及びプロペラの取り付け後の軸降下量を記録する。</u>
69 プロペラボスのプロペラ軸テーバ部との接触面	・ <u>外観検査を行う。</u>
710 可変ピッチプロペラの取り付け部	・ <u>変節機構の要部の開放検査及びプロペラ羽根の取付けボルトの有効な非破壊検査を行う。</u>
811 海水潤滑式の船尾管軸受の潤滑冷却水の送水系統	・ <u>異常のないことの確認を行う。</u>
912 潤滑油タンク又は潤滑清水タンクの液面低位警報装置、潤滑油又は潤滑清水の温度計測装置、潤滑油又は潤滑清水の循環管装置、潤滑油又は潤滑清水の循環ポンプ等	・ <u>油潤滑式又は清水潤滑式の船尾管軸受に関する船尾管軸受部の保全のための装置の作動が良好であることの確認を行う。</u>
1013 潤滑油又は潤滑清水	・ <u>管理状況の調査を行う。</u>

(注)

- 1 プロペラ軸のテーバ部にキーを用いてプロペラが取り付けられる構造
- 2 プロペラ軸のテーバ部にキーを用いないでプロペラが取り付けられる構造
- 3 プロペラ軸のフランジ部にボルトを用いてプロペラが取り付けられる構造
- 4 張出し軸受を含む。以下、本章において同じ。
- 5 張出し軸受シール装置を含む。以下、本章において同じ。
- 6 原則として磁粉探傷法による。
- 7 水潤滑式の場合、前回の **1.1.3-1.(6)(h)** の検査終了日から 15 年を経過した日が、次回の検査期限日より前となる場合には、**1.1.3-1.(6)(h)** の検査も行うことを推奨する。

12 章 海洋構造物等に関する検査

12.1 通則

12.1.3 を次のように改める。

12.1.3 定期的検査の延期

船級符号に“APSS・O”又は“APSS・W”の付記を有する海洋構造物を除き、海洋構造物のプロペラ軸であって、油潤滑式の船尾管軸受を有し、かつ、軸の稼働時間が短いものについては、**1.1.3-1.(6)(a)**又は**(e)**に掲げる開放検査の時期に次の項目について検査を行い、良好な状態にあると本会が認める場合、当該軸の開放検査の時期を1年の範囲で延期することができる。ただし、登録検査又は前回の開放検査を完了した日から当該軸の総稼働時間が7,000時間となる日を超えて延期することはできない。

- (1) 可能な範囲において、船外からのプロペラ軸の軸降下量の計測を含む船尾管軸受及び船尾管シール装置の外観検査
- (2) 機関室内部に露出しているプロペラ軸及び船尾管シール装置の外観検査
- (3) 潤滑油の消費量の計測及び潤滑油の分析調査
- (4) 製造者が推奨する船尾管シール装置の点検及び交換

附 則（改正その3）

1. この規則は、2016年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以後に引き渡しが行われる船舶以外の船舶（以下、「現存船」という。）にあっては、この規則による規定にかかわらず、2016年1月1日以後の最初のプロペラ軸及び船尾管軸の検査までは、なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を現存船に適用することができる。

2章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.5 を次のように改める。

2.1.5 水圧試験及び水密試験等

製造中登録検査における水圧試験、水密試験等は、次のとおりとする。

(1) 船体及び艀装関係

タンク及び水密区画の水密性及び構造の妥当性並びにその他の構造及び艀装の風雨密性を本会が適当と認める試験により確認しなければならない。

~~(a) 水密に係るすべての工事の終了後、塗装する前に表 B2.2 に規定する方法で水圧試験又は水密試験を行わなければならない。~~

~~(b) 本会が差し支えないと認めた場合には、射水試験の一部又は全部を省略することができる。~~

~~(c) 本会が差し支えないと認めた場合には、気密試験をもって水密試験に代えることができる。ただし、この場合本会が指定する特定のタンクに対し、さらに海上において表 B2.2 に規定する方法で水圧試験を行う。~~

(2) 機関関係

機関の種類により、D 編に規定する水圧試験、漏れ試験又は気密試験を行わなければならない。

~~(3) 液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船関係~~

~~液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船では、(1)及び(2)によるほか液化ガスばら積船では N 編に規定するところにより、また、危険化学品ばら積船では本会が別に定めるところにより、水圧試験、水圧-空気圧試験又は空気圧試験及び気密試験を行わなければならない。~~

2.2 製造後の登録検査

2.2.2 を次のように改める。

2.2.2 水圧試験及び水密試験等

2.2.1 の検査においては、次の(1)から及び(32)によって水圧試験及び水密試験を行い、かつ、機関を整備しボイラの制限圧力を定め、安全弁を調整し蓄気試験を行った後、海上試験運転を行う。ただし、ボイラ及び圧力容器であって新たに重大な修理を施したもの、主蒸気管及び内部を検査することのできない空気タンクの水圧試験並びに冷凍機器の船内漏れ試験を除き、その他の試験及び試運転は、本会が差し支えないと認めるときは、これを省略することができる。

(1) 二重底、船首尾倉、タンク、コファダム、チェーンロッカ、水密隔壁及び軸路は、表 B2.2.1.5(1)に掲げる試験を行う。

(2) 機関又はその部品は、種類に応じて、それぞれの該当各編に規定する圧力で水圧試

験を行う。

- ~~(3) 液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船では、(1)及び(2)によるほか液化ガスばら積船では N 編に規定する試験、危険化学品ばら積船では本会が別に定める試験を行う。~~

表 B2.2 を削る。

表 B2.2 水密試験の方法

欄	適用箇所	試験圧力及び試験の種類	備考
1	二重底	空気管の上端まで及び隔壁甲板までの水高圧力のうち大なる方の圧力の水圧試験	中心線桁板の両側に同種の液体を積むタンクでは、その中心線桁板についての水圧試験は省略して差し支えない。
2	深水タンク	満載喫水線までの高さ、オーバーフロー管の上端までの高さ、頂板上 2.45m の箇所までの高さ及びタンク頂板から D の上端までの距離の 2/3 をタンク頂板から上に測った点までの高さのうち最も大きいものに相当する水高圧力の水圧試験	船台上で規定水高までの水圧試験を完了し難いと認められる場合は、船台上でバラスト喫水線までの水高圧力で検査し、残りの検査を各タンク及びコフアダムにつき、個々に本欄に規定する水高圧力で海上で行っても差し支えない。
3	タンカーの貨物油タンク及びコフアダム	貨物油タンクの頂板を構成する甲板の船側における上面上 2.45m の高さまでの水高圧力及び倉口頂部上 0.6m の高さまでの水高圧力のうち大なる方の圧力の水圧試験	
4	船尾倉及び船尾管区画室	満載喫水線まで水を漲り水圧試験。満載喫水線以上の部分については、ホース内圧力が 0.2MPa 以上の射水試験	タンクとして用いる場合は第 2 欄による。
5	船首倉	満載喫水線又は喫水が 2/3D に相当する水線のうち高い方の水線まで水を漲り水圧試験。この水線以上の部分についてはホース内圧力が 0.2MPa 以上の射水試験	タンクとして用いる場合は第 2 欄による。
6	手エンローッカ	頂板まで水を漲り水圧試験	
7	外板	ホース内圧力が 0.2MPa 以上の射水試験	第 1 欄から第 6 欄までに該当する箇所の外板はそれぞれ該当各欄による。
8	水密甲板		第 2 欄から第 6 欄までに該当する箇所の甲板はそれぞれ該当各欄による。
9	水密隔壁及びその階段部		深水タンク及び船首尾倉の一部を構成するときはそれぞれ該当各欄による。
10	軸路及びその他の水密トンネル		
11	鋼製風雨密倉口蓋を設ける倉口		倉口を閉鎖した状態で行う。
12	複板舵		1.5D 又は 2d の小さい方のものに相当する水頭の水圧試験、又は 0.05MPa での気密試験

~~(備考)~~

~~船体各部に付く管系の試験については、D 編 12.6、13.17 及び 14.6 の規定による。~~

附 則 (改正その4)

1. この規則は、2016年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更があつては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があつた場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

2章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.6 船上に保持すべき図面等

-1.(2)を次のように改める。

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

((1)は省略)

(2) その他の手引書等

- (a) 曳航及び係留設備配置図 (C編 27.2.4 又は CS編 23.2.4)
- (b) 非常曳航設備に関するオペレーションマニュアル (C編 27.3 関連)
- (c) 損傷制御のための小冊子及び損傷時復原性に関する資料 (C編 33.3.2 及び C編 33.3.3)
- (d) 積付計算機の取扱説明書 (C編 34 章)
- (e) 点検設備図 (C編 35.1.5 又は CS編 26.1.5)
- (f) 復原性計算機の取扱説明書 (2.3.2-5.又は U編 1.2.2)
- (g) 機関の説明書 (D編 1.3.9)
- (h) 水位検知警報装置に関する手引書 (D編 13.8.5-4.又は 13.8.6-3.)
- (i) 蓄電池保守記録書 (H編 1.1.8)
- (j) 貨物タンクの通気装置に関する取扱説明書 (R編 4.5.3 関連)
- (k) 火災制御図, 火災安全操作手引書, 訓練手引書及び保守計画書 (R編 14 章, 15 章及び 16 章)
- (l) ヘリコプタ運航手引書 (R編 18.8)
- (m) イナートガス装置の取扱説明書 (R編 35.2.2-5.44)
- (n) IGC コードもしくはこれを取り入れた国内法規又はその写し (N編 18.2.2-3.)
- (o) IBC コードもしくはこれを取り入れた国内法規又はその写し (S編 16.2.3-1.)
- (p) 非常用曳航手順書 (C編 27.4 又は CS編 23.3)
- (q) 騒音計測記録書

((3)は省略)

3章 年次検査

表 3.8 を次のように改める。

表 B3.8 タンカー及び危険化学品ばら積船の追加の効力試験

試験項目	試験内容
1 貨物ポンプ、ビルジポンプ、バラストポンプ、ストリップングポンプ及び通風装置	貨物ポンプ室内に設置されるものについて、遠隔操作及び遮断装置の作動試験を行う。
2 ビルジ装置	貨物ポンプ室内に設置されるものについて、試験を行う。
3 液面計測装置	貨物タンクに設置されるものについて、試験を行う。
4 圧力計	貨物吐出管系に設けるものについて、試験を行う。
5 イナートガス装置	R 編 4.5.5 で設置が要求されているイナートガス装置について、次の確認を行う。その他のイナートガス装置については本会の適当と認めるところによる。 (a) イナートガス送風機及びスクラバ室の通風装置の作動確認 (b) 水封装置の機能及び又はダブルブロックブリード弁並びに逆止弁の現状確認 (c) 遠隔作動弁及び自動制御弁の作動確認 (d) 燃焼ガス遮断弁とすす吹き器とのインタロック機構の作動確認 (e) R 編 35.2.6 及び 35.2.8 から 35.2.10 35.2.2 から 35.2.4 に定める計測装置、警報装置及び安全装置の作動確認
6 計測装置、検知装置及び警報装置	次に掲げる事項について、試験を行う。ただし、実際の試験が困難な場合は、模擬試験あるいは他の適当な方法によっても差し支えない。 (a) 固定式及び可搬式ガス検知装置及び関連の警報装置の作動試験 (b) 酸素濃度計測装置の作動試験

附 則 (改正その 5)

1. この規則は、2016年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4章 中間検査

4.1 一般

4.1.1 定期検査に準じた検査

-2.を次のように改める。

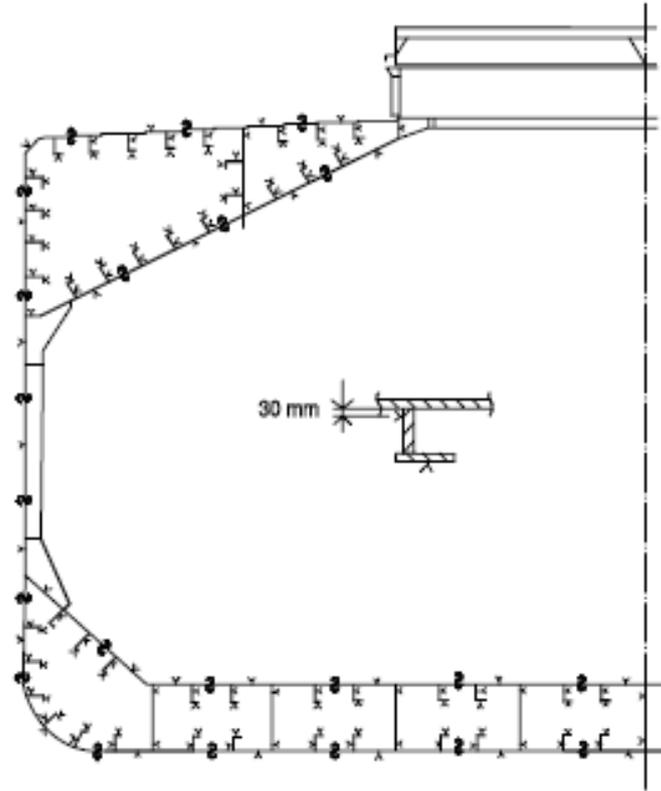
-2. 建造後 10 年を超えるばら積貨物船，油タンカー及び危険化学品ばら積船並びに建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の中間検査のうち，**4.2.2, 4.2.4, 4.2.5** 及び **4.2.6** の規定についてはそれぞれ **5.2.2, 5.2.4, 5.2.5** 及び **5.2.6** (~~78~~を除く) の規定を適用し，**5.2.3-2.(3)**及び**(5)**並びに船底検査（ただし，表 **B6.1** に規定された **7**の検査項目は除く。）を含み前回定期検査の要件に準じて行う。ただし，次の**(1)**から**(3)**については実施する必要はない。

- (1) 燃料油タンク，潤滑油タンク及び清水タンクの内部検査
- (2) 暴露甲板に設置される自動閉鎖式空気管頭並びに機関室及び貨物区域の通風筒及びその閉鎖装置の詳細検査
- (3) 建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船にあつては，貨物積載区域内における船底外板の各板の板厚計測

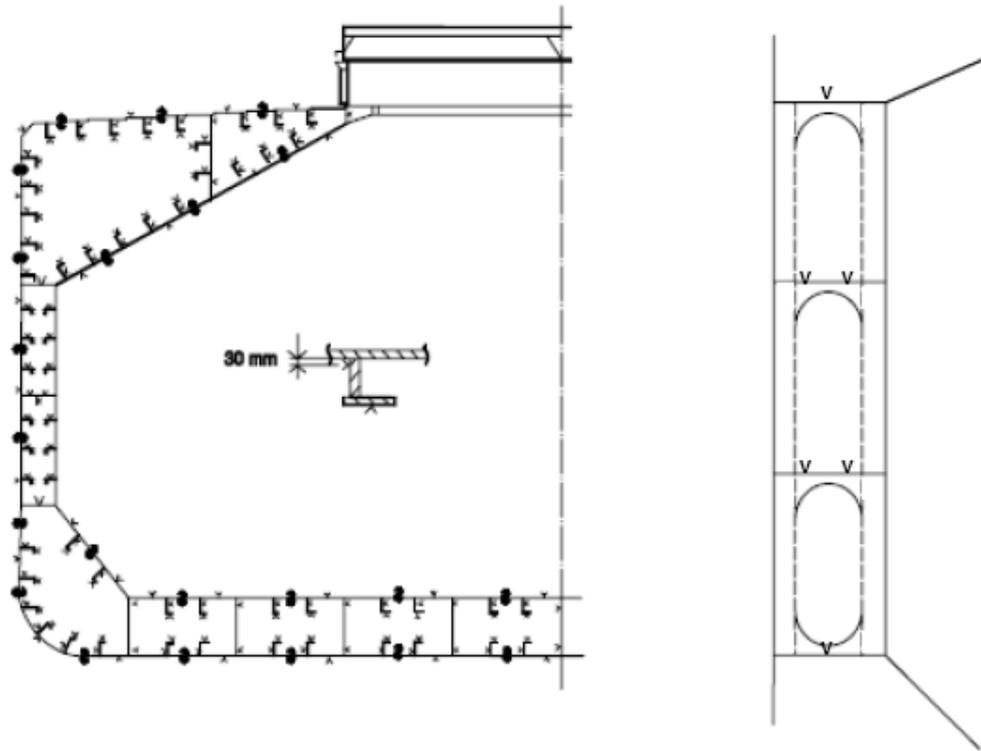
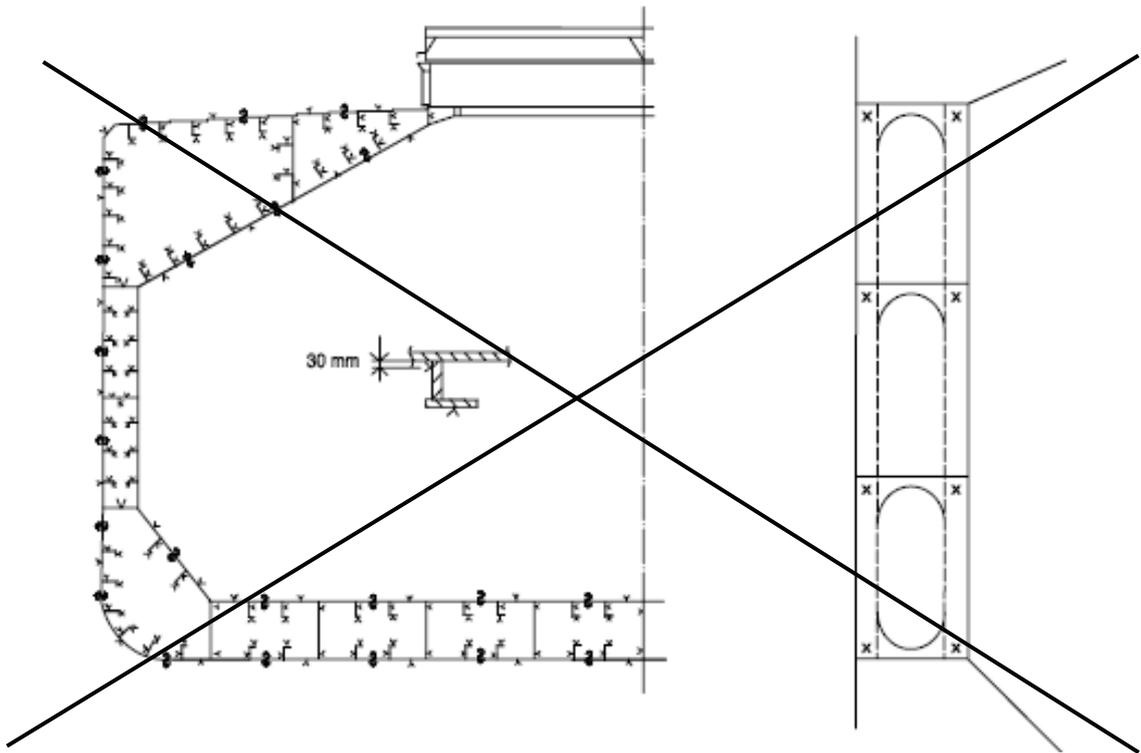
5章 定期検査

図 B5.1 を次のように改める。

図 B5.1 ばら積貨物船の横断面における計測箇所例



単船側構造ばら積貨物船



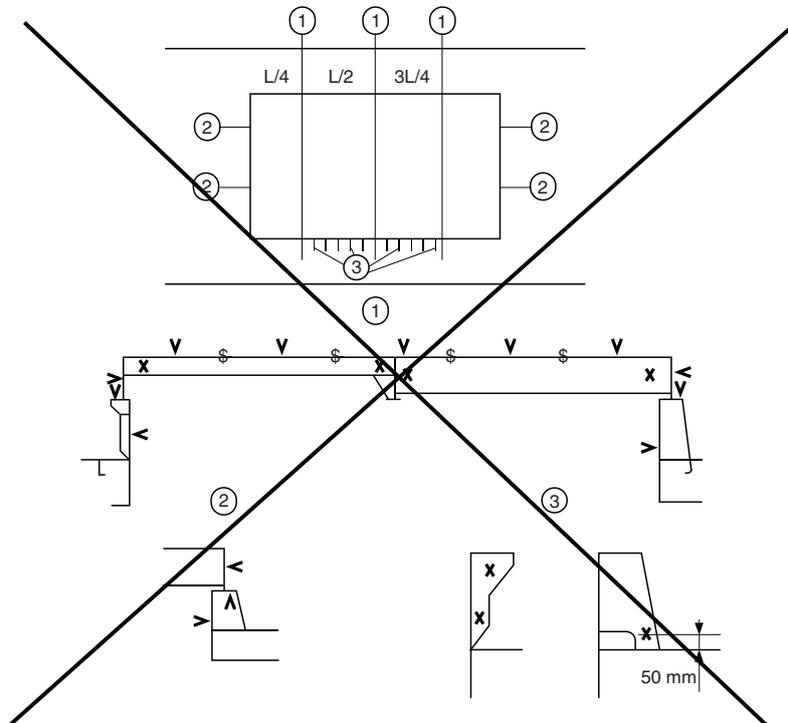
二重船側構造ばら積貨物船

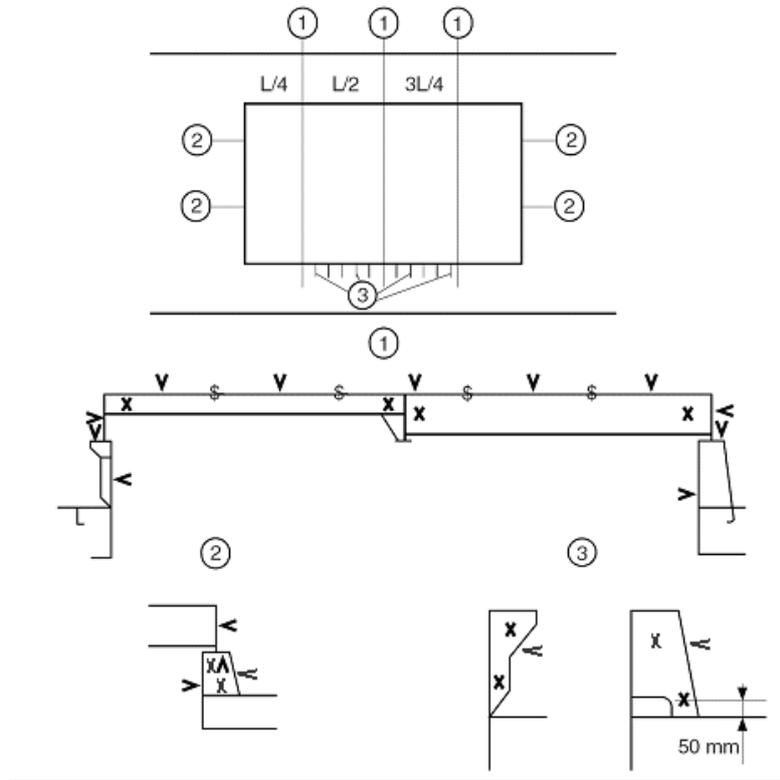
(備考)

計測は、選択した横断面の両舷で実施すること。

図 B5.2 を次のように改める。

図 B5.2 ハッチカバー及びハッチコーミングの計測箇所



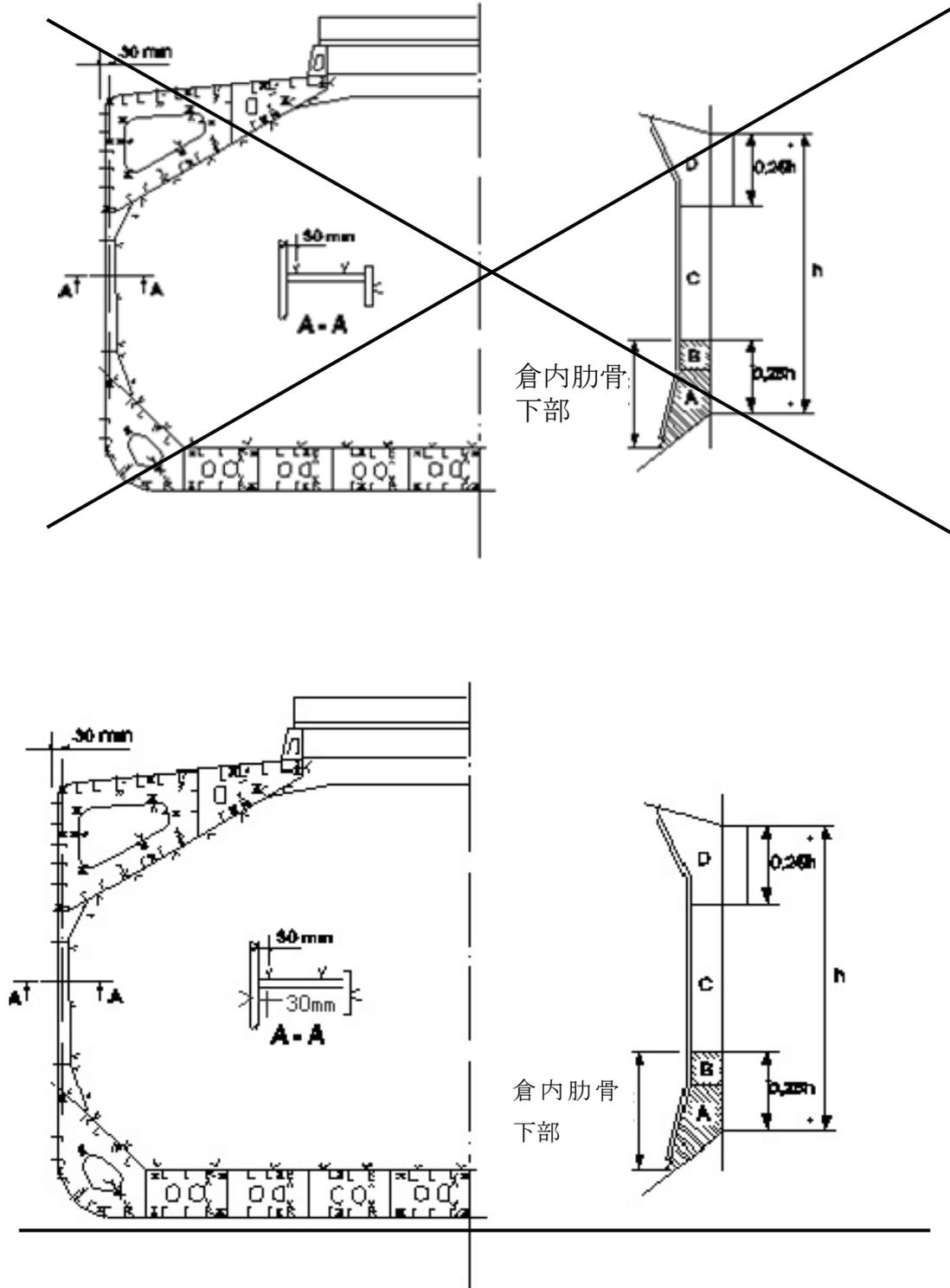


(備考)

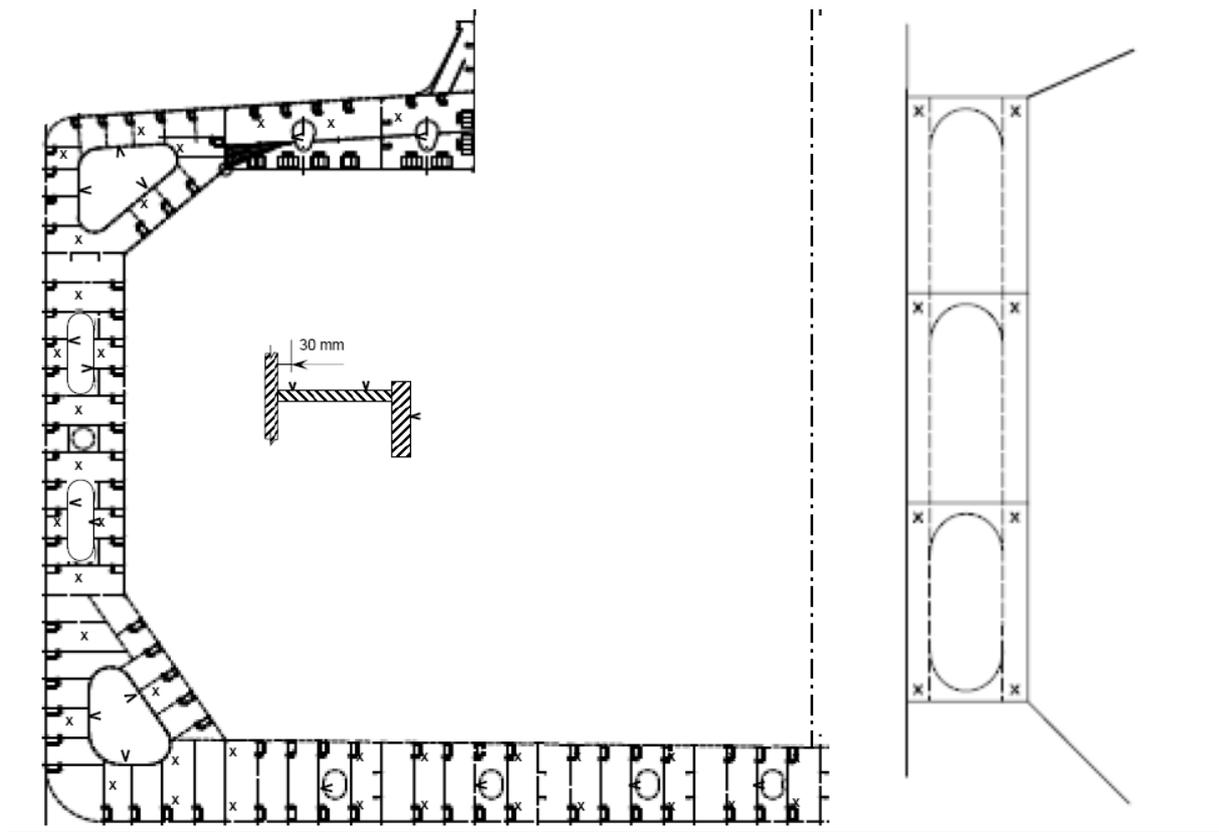
- (1) $L/4$, $L/2$ 及び $3L/4$ の 3 つの断面について、次の場所。この時、 L はハッチカバーの長さ。
 - ・ ハッチカバーの頂板の各板及び側板（両舷）についてそれぞれ 1 箇所
 - ・ 各断面に隣接する桁板及び防撓材（端部）
 - ・ 両舷のハッチサイドコーミングの側板及び頂板についてそれぞれ 1 箇所
- (2) ハッチカバー船首尾端板並びにハッチエンドコーミング（船首尾）の側板及び頂板
- (3) 両舷及び船首尾端のハッチコーミングにおいて、ブラケット及び防撓材の $1/3$ についてそれぞれ 1 箇所

図 B5.3 を次のように改める。

図 B5.3 ~~単船側構造~~ばら積貨物船の貨物倉及びバラストタンクにおける
構造部材の計測箇所例



単船側構造ばら積貨物船



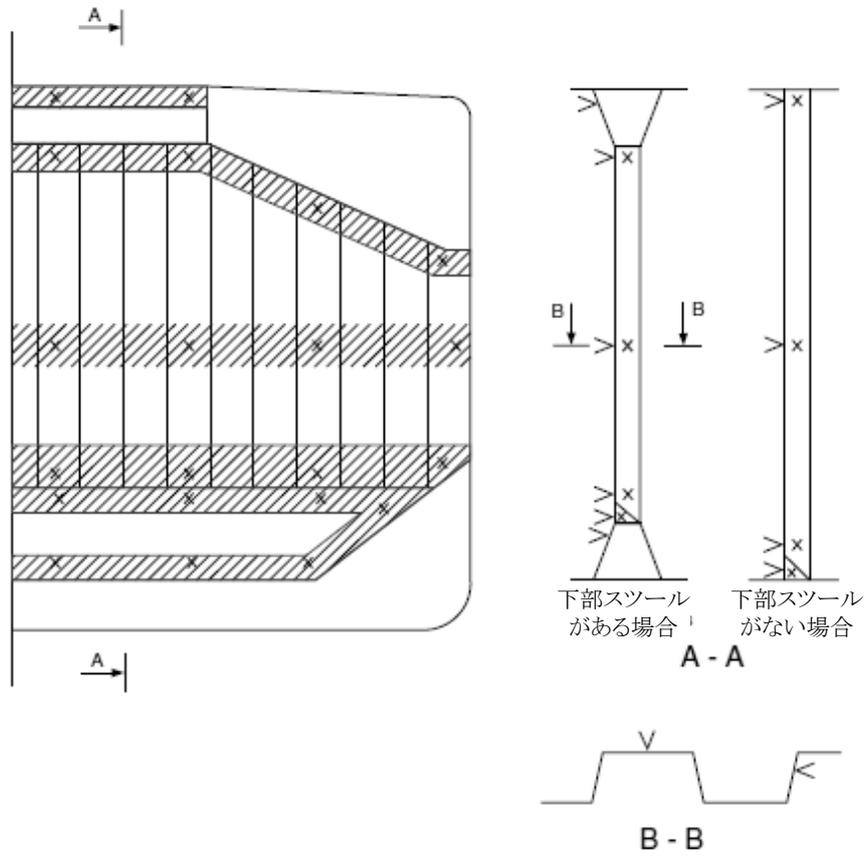
二重船側構造ばら積貨物船

(備考)

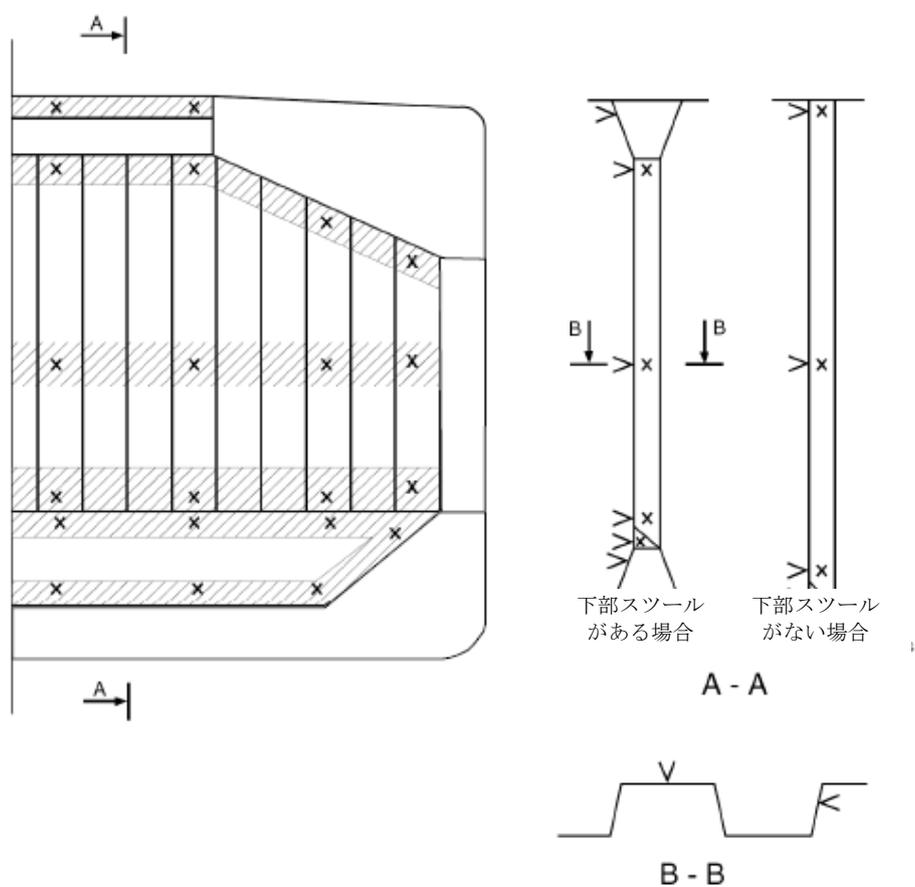
ウェブの計測パターンについては、ゾーン A, C 及び D では 3 点, ゾーン B については 2 点としなければならない。計測記録は、平均値を反映させなければならない。平均値を許容板厚と比較しなければならない。ウェブに全般的な腐食が生じている場合、5 点計測としなければならない。

図 B5.4 を次のように改める。

図 B5.4 貨物倉横置隔壁における計測箇所例



単船側構造ばら積貨物船



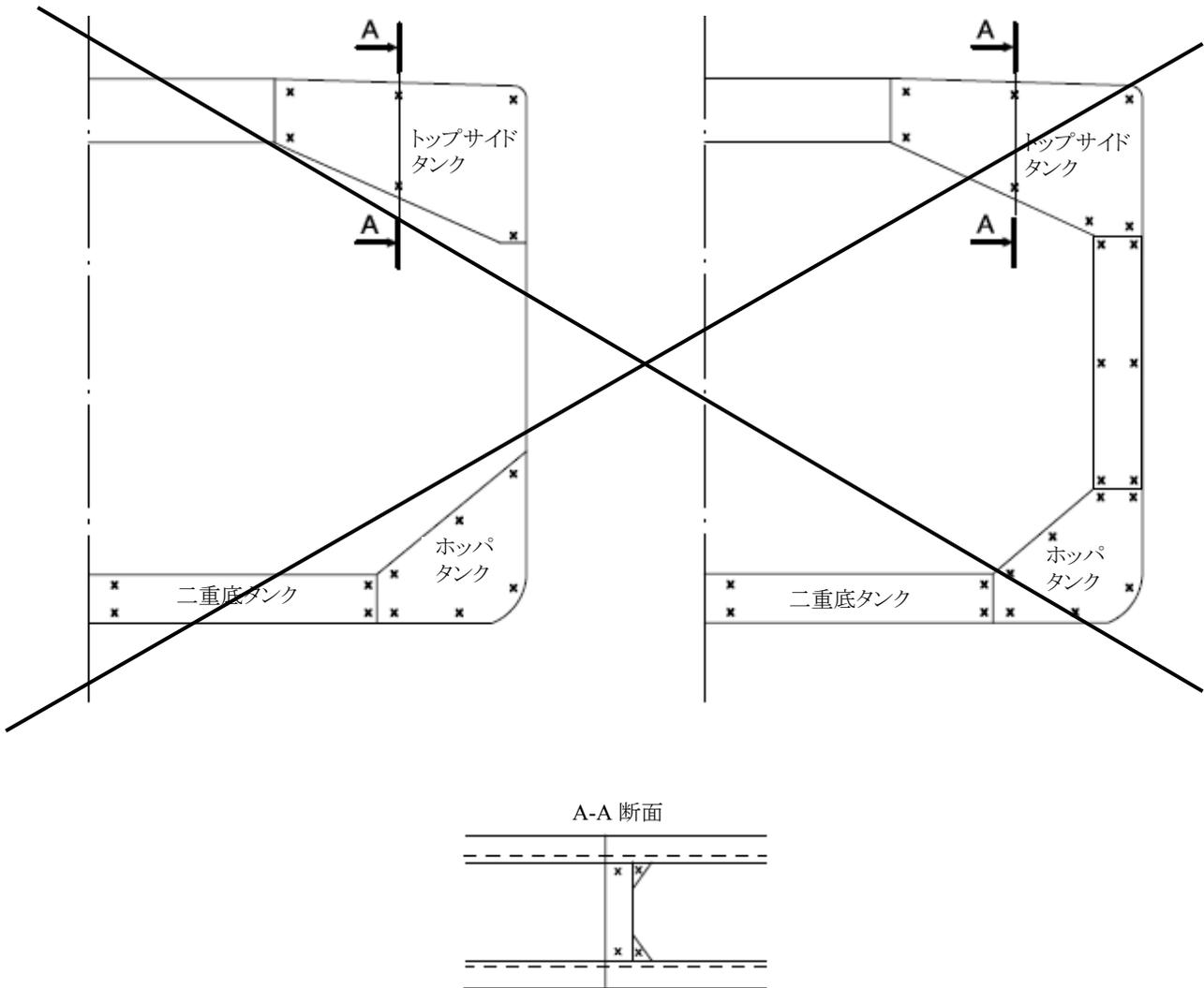
二重船側構造ばら積貨物船

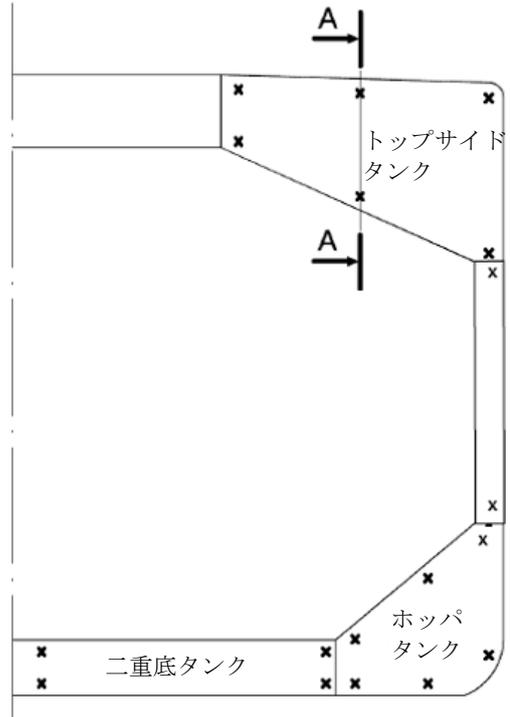
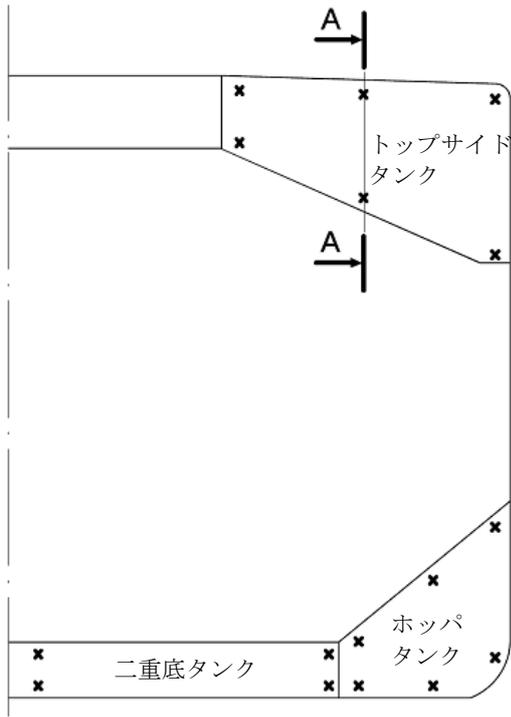
(備考)

斜線部として示すそれぞれの範囲について、A-A 及び B-B に示す箇所を計測する。

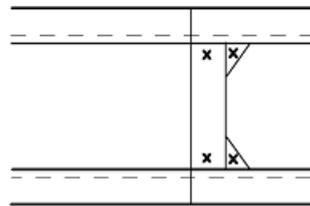
図 B5.5 を次のように改める。

図 B5.5 トップサイド、ホッパ、二重船側及び二重底部における横置隔壁における計測箇所例





A-A 断面



(備考)

それぞれの垂直断面について、A-A に示す箇所を計測する。

12章 海洋構造物等に関する検査

12.1 通則

12.1.2 を次のように改める。

12.1.2 検査に関する一般規定

-1. 登録検査及び船級維持検査その他船舶の検査に関する一般的な規定のうち、本章に規定されていない事項については、1章の規定を準用する。登録検査及び船級維持検査では、それぞれの場合に応じ、必要な事項について検査又は試験或いは調査を行い、検査員が満足する状態にあることを確認する。

-2. 前-1.の規定にかかわらず、12.1.1-3.に該当する船舶及び船舶の形式上又はその用途上、1章に規定する定期的検査の時期に、本12章で規定する定期的検査の項目を適用することが困難と認められる船舶の定期的検査は、13章の規定による。

-3. 海底資源掘削船に対する定期検査及び12.5.1-2.に規定する継続検査の準備の一環として、検査申込者は、検査に先立ち受検要領書を提出しなければならない。

-4. 本会が必要と認める場合、定期的検査の間隔を短くすることがある。

12.3 年次検査

12.3.2 船体、艀装、消火設備及び備品の年次検査

-2.から-5.を次のように改める。

-2. 船体、艀装、消火設備及び備品の検査

年次検査では、当該船舶の構造、艀装等に応じ、3.2.2 から 3.2.7 に規定する検査項目のうち該当する項目のほか、現状を見ることが出来る範囲内で次に掲げる検査を、~~現状を見ることが出来る範囲内で検査を行う。~~

(1) 船体、構造配置、区画、上部構造、閉鎖装置に変更がないことを確認する。

(2) 以前の検査において認められた疑わしい箇所について、内部検査を行う。また、著しい腐食が認められた部材に応じて、表 B5.9 に従って、板厚計測を行う。

(3) 次に掲げる箇所について、検査を行う。

(a) 船体暴露部、甲板、甲板室、甲板に取り付けられる構造物、掘削やぐらのサブストラクチャ（支持構造、接近可能な内部区画を含む。）

(b) 接近可能な倉口、マンホール及びその他の開口

(c) 機関室囲壁及び天蓋、昇降口並びに開口を保護する甲板室

(d) げん窓及び内蓋、載貨門並びに船側、船尾または閉囲された上部構造における類似の開口

(e) 通風筒、タンク通風用管及びフレームスクリーン並びに閉囲区域からの船外排出管

(f) 水密隔壁及び船楼端隔壁

(g) 前(b)から(f)に取り付けられている閉鎖装置、倉口蓋及び戸並びにそれらの締付

装置、敷居、縁材及び支持構造

(h) 放水口並びに放水口の欄干、扉及びヒンジ

(i) 船員の往來を保護する設備、ガードレール、保護索及び甲板室

(4j) P 編 10 章に規定する係留設備及びそれぞれの所属具（ウインドラス、アンカーラックの付属物及びアンカーケーブルフェアリードを含む。）並びに当該設備の周囲の船体構造

(2k) ~~海底資源掘削船にあっては、掘削やぐら及び掘削やぐらの支持構造を含むサブストラクチャ~~

-3. 甲板昇降型船舶にあっては、前-1.及び-2.に掲げる項目に加え規定する検査のほか、喫水線上の検査できる範囲にある次に掲げる箇所~~箇所~~の検査を行う。

(1) 脚構造全般

(2) ~~ジャッキフレーム~~ハウス構造及び上部船体またはプラットフォームに取り付けられる付属物脚支持構造並びにこれらの周辺の船体構造

(3) 脚の貫通部及び周辺の支持構造

-4. 半潜水型船舶にあっては、前-1.及び-2.に掲げる項目に加え規定する検査のほか、喫水線上の検査できる範囲にある上部構造船体、~~と~~コラム、~~フーディング又はローハル~~ト及びブレーシング並びに~~と~~それらの接合部並びに外周の検査を行う。

-5. 船型及びバージ型船舶にあっては、前-1.及び-2.に掲げる項目に加え規定する検査のほか、喫水線上の検査できる範囲内にあるムーンプール等の開口部、構造が変化する箇所、スロット、階段部、甲板及び船体に設けられる開口並びに船体に取り付けられるスポンソン等の構造部材の支持構造~~周辺の船体構造~~の検査を行う。

12.4 中間検査

12.4.2 船体、船体艙装及び消火設備の中間検査

-2.から-5.を次のように改める。

(-1.は省略)

-2. 船体、艙装、消火設備及び備品の検査

中間検査では、当該船舶の構造、艙装等に応じ、4.2.2 から 4.2.7 に規定する検査項目のうち該当する項目、12.3.2-2.から-6.に掲げる船体、艙装、消火設備及び備品の現状及び消火設備の予備品を検査するほか、現状を見ることができ範囲内で次に掲げる検査項目について現状を見ることができ範囲内で検査を行う。

(1) 船体及びプラットフォームの外部、特に、機関室及び代表的なコファダム、海水タンク等の水タンク、燃料タンク等の油タンクの外部の検査

(2) 水密性及び風雨密性が要求される窓、戸等の開口部の現状検査及びそれらの閉鎖装置~~を~~の検査~~及び並びに~~それらの所属具の点検。~~並びに~~ただし、閉鎖装置~~の~~については、効力試験を行う。

-3. 甲板昇降型船舶においては、前-1.及び-2.に規定する検査のほか、次に掲げる箇所~~の~~検査を行う。

(1) 建造後 5 年以上経過した船舶にあっては、代表的なバラストタンク及び少なくとも 2 つのプレロードタンクの内部検査及び板厚計測

- (2) 前(1)の内部検査の結果、当該バラストタンクの防食措置の有効性が確認できる場合には、板厚計測は省略することができる。
- 4. 半潜水型船舶においては、前-1.及び-2.に規定する検査のほか、次に掲げる箇所の検査を行う。
- (1) 建造後5年以上経過した船舶にあっては、近づき得るフーティング又はローハルの代表的なバラストタンク及びコラム内の少なくとも2つのバラストタンクの内部検査及び板厚計測
- (2) 前(1)の内部検査の結果、当該バラストタンクの防食措置の有効性が確認できる場合には、板厚計測は省略することができる。
- 5. 船型及びバージ型船舶においては、前-1.及び-2.に規定する検査のほか、次に掲げる箇所の検査を行う。
- (1) 建造後5年以上経過した船舶にあっては、1つの船首尾タンク及びバラストに使用される船首尾タンクでない少なくとも2つのバラストタンクの内部検査及び板厚計測
- (2) 前(1)の内部検査の結果、当該バラストタンクの防食措置の有効性が確認できる場合には、板厚計測は省略することができる。
- 6. 前-3.から-5.に規定するバラストタンク等のうち、12.6に規定する船底検査時に検査したタンクについては、省略することができる。

12.5 定期検査

12.5.1 を次のように改める。

12.5.1 一般

- 1. 定期検査の開始と完了に関する取り扱いについては、5.1.1の規定によるほか、本12.5.1による。
- 2. 船舶の所有者からの申し出があり、本会が承認した場合は、各検査項目を5年以内で一巡する継続検査方式を用いることが出来る。

12.5.2 を次のように改める。

12.5.2 船体、艙装及び消火設備の定期検査

(-1.は省略)

-2. 船体、艙装、消火設備及び備品の検査

定期検査では、当該船舶の構造、艙装等に応じ、5.2.2 から 5.2.7 に規定する検査項目のうち該当する項目、12.4.2-2.に掲げる船体、艙装、消火設備及び備品及び消火設備の予備品について詳細に検査するほか、次に掲げる項目を詳細に検査するを行う。

(1) 次に掲げる箇所について、検査を行う。

- (a) タンク、水密隔壁及び甲板を含む船体及びまたはプラットフォームの内部及び外部、機関室及びコファダム、空所、スポンソン、チェーンロッカー、ダクトキール、ヘリコプタ甲板及びその支持構造、機関区域、船首尾区画、舵機室及びその他の区画海水タンク等の水タンク、燃料タンク等の内部及び外部。また、衰耗が明らか、または疑わしい場合、板厚計測を要求することがある。
- (b) すべてのタンク、区画及び掘削装置を通して水が自由に出入りする区画の内部

- 及び外部。ただし、スパッド函及びマットの内部検査については、本会が適当と認めた場合、省略することがある。
- (c) タンク、水密隔壁、船体及び甲板並びにその他の区画（現状検査による水密性の確認）
- (d) 疑わしい箇所及び構造上重要な箇所。検査員が必要と認めた場合、水密試験、非破壊検査、板厚計測を行うことがある。
- (e) 掘削やぐらのサブストラクチャ及びその支持構造並びにジャッキハウス、甲板室、上部構造、ヘリコプタ離着陸場所、取水塔並びに甲板及び船体に取り付けられるそれらの付属物
- (f) 船体、甲板、上部構造及び甲板室に取り付けられる掘削設備の基部、支持部材、ブラケット及び防撓材
- (g) 掘削やぐら
- (2) P 編 6.2.1 に規定される特殊構造部材及び一次構造部材並びに構造上厳しい箇所について、精密検査を行う。
- (3) 衰耗が明らか、または疑わしい箇所について、板厚計測を行う。
- (4) バラストタンク内の防食措置の状態を確認し、次の(a)から(c)に該当するバラストタンクは、本会が決めた頻度で内部検査を行う。また、検査員が必要と認める場合、板厚計測を行う。
- (a) 塗装の状態が不良で、かつ、塗装補修されていないバラストタンク
- (b) ソフトまたはセミハード塗装が適用されているバラストタンク
- (c) 建造当時より塗装が省略されているバラストタンク
- (25) タンクは、使用状態で起こりうる最高液面又は設計時に想定した最高液面に相当する圧力で試験が行われなければならない。ただし、内部検査及び外部検査の結果、検査員が現状良好と認める場合には、圧力試験を省略することができる。
- ~~(3) すべての船舶は、次の(a)から(e)に掲げる部分について構造部材の板厚計測が行われなければならない。この場合、適正な超音波板厚計を使用するか、又はこれと同等な方法によりその厚さが計測され、かつ、計測記録を本会に提出しなければならない。~~
- ~~(a) 構造部材の腐食が著しいか、又は衰耗の進行が著しいと思われる部分~~
- ~~(b) 稼働状態における喫水線付近（飛沫帯）における代表的な部分~~
- ~~(c) 構造部材の衰耗の状態及びその傾向を把握するために必要な部分~~
- ~~ただし、建造後5年以下の船舶にあっては、(c)に掲げる個所の板厚計測を省略することができる。~~
- (46) P 編 10 章に規定する係留設備（ウインドラス、アンカーラックの付属物及びアンカーケーブルフェアリードを含む。）は、以下に掲げる検査を行う。
- (a) アンカー係留設備又は緊張係留設備にあっては、アンカーチェーン又は緊張係留ラインを詳細に検査するとともに寸法等の計測を行う。
- (b) 係留設備に使用される機器の現状検査及び作動試験
- (c) 緊張係留設備であって、緊張係留ラインがパイプの場合、当該パイプの詳細な検査及び板厚計測
- (d) ドルフィン係留設備の防衝設備及びその周辺の船体構造並びにそれらの所属具
- (57) 自動船位保持装置を有する船舶にあっては、それらの装置及び所属具の現状検査を

行い、かつ、自動船位保持設備試験要領書に従って作動試験を行う。

~~3. 海底資源掘削船にあっては、掘削やぐら及び掘削やぐらの支持構造を含むサブストラクチャ並びにこれらと船体との接合部及び船体に直接掘削装置を取り付けるための船体の支持及び補強部分の詳細な検査を行う。~~

~~43. 甲板昇降型船舶においては、前-1.から及び-32.に掲げる項目規定する検査のほか、次に掲げる箇所の詳細な検査を行う。ただし、浮上状態で検査を受ける場合は本会の適当と認めるところによる。~~

(1) 次に掲げる箇所について、検査を行う。

(a) コード、ブレース、ガセット、ラック、各部材の継手を含む脚構造全般。板構造で作られた筒状の脚（内部材を含む）については、内部及び外部から検査する。

(b) ジャッキフレームハウス及び船体の脚支持の貫通部周辺の構造。並びにこれらの周辺の船体構造また、特に応力の集中する箇所で本会の指定した箇所は、非破壊検査を要求することがある。

(c) 底部マット又はフーチングスパッド函と脚との接合部。また、当該接合部については非破壊検査を行う。

(d) 掘削用水管装置及びその他の外部管装置であって、特にマット又はスパッド函を貫通する箇所

(e) 底部マットスパッド函又はマットフーチングの内部及び外部。ただし、これらの部分が海底土中にある場合は、この検査を次に当該船舶が移動するまで本会の承認を得て延期することができる。

~~(5) 前(1)、(2)及び(3)に規定する部分のうち、特に応力の集中する箇所で本会の指定した箇所は、非破壊検査を要求することがある。~~

~~(6) 建造後5年以上経過した船舶の定期検査においては、前(1)から(5)に加え、代表的なバラスタタンク及び少なくとも2つのプレロードタンクの構造部材の板厚計測。ただし、当該バラスタタンク内の防食措置の有効性が確認できる場合には、これらのタンクの構造部材の板厚計測は、本会の適当と認めるところによる。~~

各定期検査時に、表 B12.1 に掲げる箇所について板厚計測を行う。また、検査員が必要と認めた場合、追加の板厚計測を求めることがある。板厚計測の結果、著しい腐食が認められた場合は、著しい腐食が認められた部材に応じて、表 B5.9 に従って、追加の板厚計測を行う。

~~54. 半潜水型船舶においては、前-1.から及び-32.に掲げる項目規定する検査のほか、次に掲げる箇所の詳細な検査を行う。ただし、浮上状態で検査を受ける場合は本会の適当と認めるところによる。~~

(1) 上部構造、コラム、ブレイシング、ローハル又はフーチングの接合部。ただし、これらの接合部のうち、特に応力の集中する箇所で本会の指定した箇所は、非破壊検査を要求することがある。コラム及びブレイシングと船体、プラットフォーム、ローハル、ポンツーンとの接合部並びにこれらの部材の支持構造の接合部について、現状検査を行う。また、特に応力の集中する箇所で本会の指定した箇所について、非破壊検査を要求することがある。

(2) コラム、ローハル又はフーチング及びブレイシングの外部及び内部

各定期検査時に、表 B12.2 に掲げる箇所について板厚計測を行う。また、検査員が必要と認めた場合、追加の板厚計測を求めることがある。板厚計測の結果、著しい

腐食が認められた場合は、著しい腐食が認められた部材に応じて、表 B5.9 に従って、追加の板厚計測を行う。

(3) 軽荷重量査定試験。軽荷重量査定試験は次の(a)及び(b)によらなければならない。

(a) 最初の定期検査

軽荷重量査定試験又は傾斜試験を行う。試験の結果はオペレーションマニュアルに記載しなければならない。また、軽荷重量査定試験の結果、実際の軽荷排水量と元の軽荷排水量との差が稼働状態の総排水量の1%を超えていることが判明した場合、次の i) 又は ii) によらなければならない。

i) 傾斜試験を実施すること。

ii) 元の軽荷排水量と実際の軽荷排水量との差を考慮して、深さ方向の重心位置を補正し、本会の承認を得ること。

(b) 2回目以降の定期検査

次の i) 及び ii) を満足する場合、算定した喫水と実際の喫水との比較によって、稼働中に軽荷排水量を算定して差し支えない。ただし、算定した軽荷排水量と実際の軽荷排水量との差が稼働状態の総排水量の1%を超える場合、前(a)に従って軽荷重量査定試験を実施しなければならない。

i) 最初の定期検査における軽荷重量査定試験又は傾斜試験によって重量の増減を評価する方法が有効であること。

ii) 軽荷重量に影響する機関、構造、艤装及び設備等の変更の記録が航海日誌に記載されていること。

~~(4) 建造後5年以上経過した船舶の定期検査においては、前(1)から(3)に加え、近づき得るフーティング又はロワーハルの代表的なバラストタンク及びコラム内の少なくとも2つのバラストタンクの構造部材の板厚計測。ただし、当該バラストタンク内の防食措置の有効性が確認できる場合には、これらのタンクの構造部材の板厚計測は、本会の適当と認めるところによる。~~

~~65. 船型及びバージ型船舶においては、前-1.から-3.に掲げる項目規定する検査のほか、次に掲げる箇所の詳細な検査を行う。ただし、浮上状態で検査を受ける場合は本会の適当と認めるところによる。~~

(1) 次に掲げる箇所について、検査を行う。

(a) 位置保持装置のための付属物及びダクト

~~(2b)~~ ムーンプール等の開口部付近の船体構造

~~(3c)~~ 前(a)及び~~(2b)~~に規定する部分のうち、特に応力の集中する箇所で本会の指定した箇所は、非破壊検査を要求することがある。

~~(42) 建造後5年以上経過した船舶の定期検査においては、前(1)から(3)に加え、1つの船首尾タンク及びバラストに使用される船首尾タンクでない少なくとも2つの代表的なバラストタンクの構造部材の板厚計測。ただし、当該バラストタンク内の防食措置の有効性が確認できる場合には、これらのタンクの構造部材の板厚計測は、本会の適当と認めるところによる。~~

各定期検査時に、表 B12.2 に掲げる箇所について板厚計測を行う。また、検査員が必要と認めた場合、追加の板厚計測を求めることがある。板厚計測の結果、著しい腐食が認められた場合は、著しい腐食が認められた部材に応じて、表 B5.9 に従って、追加の板厚計測を行う。

12.6 船底検査

12.6.2 船底検査

-2.から-4.を次のように改める。

-2. 甲板昇降型船舶にあつては、次に掲げる箇所を清掃し検査しなければならない。

- (1) 上部船殻体又はプラットフォームの外表面
- (2) スパッド函，マット，脚の水面下の部分及びそれらの結合部分
- (3) マット及びスパッド函への脚の結合部は本会が重要部分であるか，又は検査の結果，疑わしいと認めた部分には非破壊検査を要求する事がある。
- (4) 建造後 10 年以上の船舶にあつては，入渠時にマット及びスパッド函の内部検査を行う。

-3. 半潜水型船舶にあつては、次に掲げる箇所を清掃し検査しなければならない。

- (1) 上部船殻体又はプラットフォームの外表面
- (2) フーティング，ポンツーン又はローハル，コラムの水面下の部分，ブレーシングとその結合部
- (3) シーチェスト，推進装置
- (4) 本会が重要部分であるか，又は検査の結果，疑わしいと認めた部分には非破壊試験検査を要求する事がある。~~ただし，船舶を入渠又は上架した場合には，これらの部分の非破壊検査を要求することがある。~~

-4. 建造後 5 年以上のすべての船舶のバラスト場所区画は，船底検査のときに，以下に掲げるバラスト場所区画の内部検査及び非破壊検査板厚計測を行なわなければならない。ただし，バラストタンクの防食措置が良好である場合，~~非破壊検査板厚計測~~は省略して差し支えない。

(1) 甲板昇降型船舶

近づきやすいマット又はスパッド函の中の代表的なバラストタンク，又は海水が自由に出入する区画，及び船殻船体の少なくとも 2 つの代表的なプレロードタンク

(2) 半潜水型船舶

近づき得る範囲で，フーティング，ローハル，又は海水が自由に出入する区画内の代表的なバラストタンク，及び該当する場合は近づき得るコラム内又はアップーハル内の少なくとも 2 つのバラストタンク

(3) 船型及びバージ型船舶

船首尾タンクのうちの一方，及び船首尾隔壁間の代表的なバラストタンクで，主として水バラストに用いられる少なくとも 2 つのタンク

表 B12.1 として次の表を加える。

表 B12.1 板厚計測の対象部材（甲板昇降型船舶）

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	1. 疑わしい箇所（飛沫帯付近の脚構造には特に注意を払わなければならない。）
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 飛沫帯付近の脚構造 3. 衰耗が明らかな特殊構造部材及び一次構造部材 4. 上部船体の甲板及び船底外板の代表的な箇所 5. 1つのプレロードタンク（バラストタンク）内部の代表的な箇所
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 飛沫帯付近の脚構造 3. 特殊構造部材及び一次構造部材の代表的な箇所 4. 脚の貫通部周辺の構造 5. 船体及びマットの甲板，船底外板及び船側外板の代表的な箇所 6. 少なくとも 2 つのプレロードタンク（バラストタンク）内部の代表的な箇所
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 飛沫帯付近の脚構造 3. 特殊構造部材及び一次構造部材 4. 脚の貫通部周辺の構造 5. 船体及びマットの甲板，船底外板及び船側外板の代表的な箇所 6. 掘削やぐらのサブストラクチャ（検査員が必要と認める場合） 7. すべてのプレロードタンク（バラストタンク）内部の代表的な箇所

(備考)

表中の特殊構造部材及び一次構造部材は、P 編 6.2.1 の規定による。

表 B12.2 として次の表を加える。

表 B12.2 板厚計測の対象部材（半潜水型船舶）

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. コラム及びブレーシング（飛沫帯付近の衰耗が明らかな場合）
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 次に定める箇所： (1) コラム及びブレーシングの代表的な箇所 (2) 当該部材の内部材の代表的な箇所（検査員が必要と認める場合） 3. 衰耗が明らかな特殊構造部材及び一次構造部材
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 特殊構造部材及び一次構造部材の代表的な箇所 3. 次に定める箇所： (1) 2 つのコラム及びブレーシングの飛沫帯付近の 1 横断面 (2) 当該部材の内部材（検査員が必要と認める場合） 4. 係留ライン付近のローハル（衰耗が明らかな場合） 5. コラム間にある各ローハルの 1 横断面
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 特殊構造部材及び一次構造部材 3. 次に定める箇所： (1) 飛沫帯付近にあるコラム及びブレーシングのうち半数の横断面（飛沫帯におけるコラム及びブレーシングの半分を測定する。） (2) 当該部材の内部材（検査員が必要と認める場合） 4. 係留ライン付近のローハル（衰耗が明らかな場合） 5. コラム間にある各ローハルの 1 横断面 6. 掘削やぐらのサブストラクチャの代表的な箇所

(備考)

- (1) 表中の特殊構造部材及び一次構造部材は、P 編 6.2.1 の規定による。
- (2) 表中の横断面とは、対象断面において、板、防撓材、桁を含むすべての縦通部材のことをいう。

表 B12.3 として次の表を加える。

表 B12.3 板厚計測の対象部材（船型及びバージ型船舶）

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	1. 疑わしい箇所
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 次に定める箇所： (1) 中央部 0.6L 間内にあるムーンプールの位置における断面内の甲板 (2) 当該断面における内部材（検査員が必要と認める場合） (3) 前(1)及び(2)に加え、船側バラスタタンクを備える船舶にあっては、当該断面付近のタンクの板及び内部材 3. ムーンプールの境界隔壁
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 次に定める箇所： (1) 中央部 0.6L 間内にあるムーンプール及び倉口の位置における 2 個の断面内の甲板、船底外板及び船側外板 (2) 当該断面における内部材（検査員が必要と認める場合） (3) 前(1)及び(2)に加え、船側バラスタタンクを備える船舶にあっては、当該断面付近のタンクの板部材及び内部材。また、検査員が必要と認めた場合、タンク内の残りの内部材についても計測を行う。 3. ムーンプールの境界隔壁 4. 船首尾タンクの内部材（検査員が必要と認める場合）
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 中央部 0.6L 間における、ムーンプール及びその他の箇所周辺において、少なくとも 3 個の断面内の甲板、船底外板、船側外板及び縦通隔壁の板部材並びに内部材（当該断面付近のバラスタタンクを含む。） 3. ムーンプールの境界隔壁 4. 船首尾タンクの内部材（検査員が必要と認める場合） 5. 倉内のすべての横隔壁の最下端部の各板。検査員が必要と認めた場合、残りの隔壁板についても計測を行う。 6. バラスタ喫水線と満載喫水線間のすべての船側外板の各板 7. 強力甲板及び第一層の船楼甲板（船尾楼甲板、船橋甲板及び船首楼甲板）暴露部の板部材 8. 平板竜骨並びに特にコファダム及び機関室周辺の適当数の船底外板（検査員が必要と認める場合） 9. ダクトキール又はパイプトンネルを構成する板部材及び内部材（検査員が必要と認める場合） 10. シーチェストの板部材及び検査員が必要と認めた場合、船外排水管周りの外板

(備考)

- (1) 船長 (L) が 100m 未満の船舶にあっては、第 3 回定期検査時に板厚計測を行う断面の数を 1 つとし、また、それ以降の定期検査時においても板厚計測を行う断面の数を 2 つとして差し支えない。
- (2) 船長 (L) が 100m 以上の船舶にあっては、第 3 回定期検査時に中央部 0.5L 間における暴露甲板の板厚計測を要求することがある。

15 章 作業船に関する検査

15.6 船底検査

15.6.1 一般

-4.を次のように改める。

-4. 建造後5年以上の甲板昇降型船舶は、船底検査のときに、近づきやすいマット又はスパッド函の中の代表的なバラストタンク、又は海水が自由に入出する区画、及び船殻船体の少なくとも2つの代表的なプレロードタンクの内部検査及び非破壊検査板厚計測を行わなければならない。ただし、バラストタンクの防食措置が良好である場合、非破壊検査板厚計測は省略して差し支えない。

附 則（改正その6）

1. この規則は、2016年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2015 年 第 3 回 一部改正

2015 年 12 月 25 日 達 第 74 号

2015 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2015年12月25日 達 第74号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その1

附属書 B2.3.1-1.(11) 船内騒音計測に関する実施要領

3章 計測

3.3 計測条件

3.3.1 海上における運転状態

-6.及び-7.を次のように改める。

計測は次の-1.から-8.の状態で行い、計測中の船舶の状態を騒音計測記録書に記録すること。

(-1.から-5.は省略)

-6. 機械式通風装置及び空気調和機械等は、通常の運転状態とすること。この規定の適用上、空気調和機械の通風口は、通常の運転状態において閉とするように設計されたものを除き、開とすること。

-7. 原則として、扉戸及び窓は閉めること。この規定の適用上、居室の戸の通風口は、通常の運転状態において閉とするように設計されたものを除き、開とすること。

(-8.は省略)

3.3.2 長時間使用する機器

-2.を次のように改める。

-2. 自動船位保持設備を有する船舶にあつては、スラスタ最大出力の40%以上(3.3.1-3.に規定する連続最大出力の80%の40%ではない。)における自動船位保持モードで、制御場所、デューティステーション及び居住区域において計測を行うこと。

4章 評価基準

4.1 一般

計測結果は、次の表 4.1 に示す騒音レベル以下とすること。同一区画において、複数の計測を行った場合にあっては、計測結果の最大値で評価すること。

表 4.1 を次のように改める。

表 4.1 騒音レベル (単位: $dB(A)$)

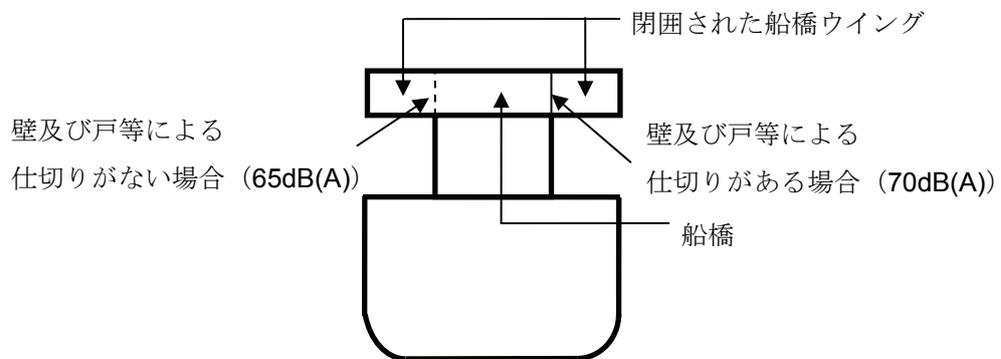
区域及び区画	船舶の大きさ	
	総トン数 1,600 トン以上 10,000 トン未満	総トン数 10,000 トン以上
作業区域		
機関区域 ¹	110	110
機関制御室	75	75
機関区域外の工作室	85	85
特に規定されていない作業区域 (その他の作業場所)	85	85
航海業務に充当する区域		
船橋及び海図室 ²	65	65
船橋ウイング及び窓を含む監視場所 ³	70	70
無線室 ⁴ (無線機器は作動状態であるが、音が発生していない状態)	60	60
レーダ室	65	65
居住区域		
居室及び病室 ⁵	60	55
公室	65	60
娯楽室	65	60
娯楽用の開放区域	75	75
事務室	65	60
業務区域		
調理室 (調理器具が使用されていない状態)	75	75
配ぜん室	75	75
通常無人状態の区域		
3.8 に規定される区域	90	90

(備考)

1. 機関区域において、表 4.1 に規定する騒音レベルを超える場合にあっては、主管庁が認める場合に限り、短時間の滞在が認められる。
2. 船橋に無線機器が設置されている場合であっても「船橋」とみなす。
3. 閉閉された船橋ウイングについては、船橋との間に壁及び戸等による仕切りがある場合には「船橋ウイング」とみなし、当該仕切りがない場合には「船橋」とみなす。(図 4.1 参照)
4. 無線室とは、無線の送受信のための専用の区画をいう。
5. 執務室及び寝室により構成される 1 人用の居室は、1 つの居室とみなす。

図 4.1 として次の図を加える。

図 4.1 閉囲された船橋における騒音レベル



5章 居住区域内の隔壁及び甲板の空気音遮断性能

5.1 を次のように改める。

5.1 空気音遮断性能

5.1.1 隔壁及び甲板

-1. 居住区域内の隔壁及び甲板の空気音遮断性能は、少なくとも次の~~4.~~4.(1)から4.に掲げる重みつき音響透過損失 (R_w) を満足すること。当該透過損失は、ISO 717-1:1996, Part 1 (2006年改正を含む) に従って評価すること。

~~(1)~~ 居室と居室の間: $R_w=35$

~~(2)~~ 食堂、娛樂室、公室及び娛樂区域と居室及び病室の間: $R_w=45$

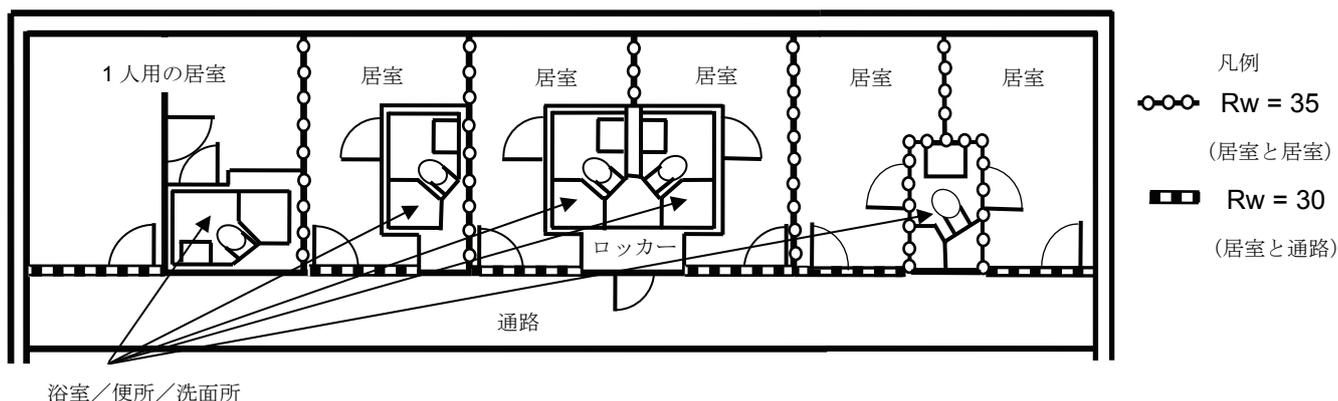
~~(3)~~ 通路と居室の間: $R_w=30$

~~(4)~~ 居室と連絡扉のある居室の間: $R_w=30$

-2. 居室が空気音の音源から2つ以上の隔壁により隔離されている場合には、これらの隔壁は前-1.の空気音遮断性能を有するものとする必要はない。この規定の適用上、浴室、便所及び洗面所は、居室とはみなさないが、他の居室への空気音の音源とみなす。(図 5.1.1-2. 参照)

-3. 執務室及び寢室から構成される1人用の居室にあっては、執務室と寢室との間の仕切り(パネル及び戸)は前-1.に定める空気音遮断性能を有するものとする必要はない。

図 5.1.1-2. 居室の配置例



5.1.2 隔壁及び甲板に対する空気音遮断性能

本規定の適用上、隔壁及び甲板に対する空気音遮断性能は次の(1)から(4)によること。

(1) 隔壁に対する空気音遮断性能は、隔壁に設置される構成要素(例えば、居室の戸)も含む。

(2) 隔壁が遮音パネル及び戸により構成されている場合、隔壁を構成するそれぞれの構

成要素が **5.1.1-1.**に規定される重みつき音響透過損失を満足すること。

- (3) 前(2)にかかわらず、隔壁を構成する遮音パネル及び戸のどちらか一方が、5.1.1-1.で規定される重みつき音響透過損失を満足しない場合にあっては、次の算式により求める遮音パネル及び戸の組合せによる重みつき音響透過損失が 5.1.1-1.で規定される値よりも大となること。

$$\bar{R} = 10 \log_{10} \left[S / \sum_{i=1}^n (S_i \cdot 10^{-R_i/10}) \right]$$

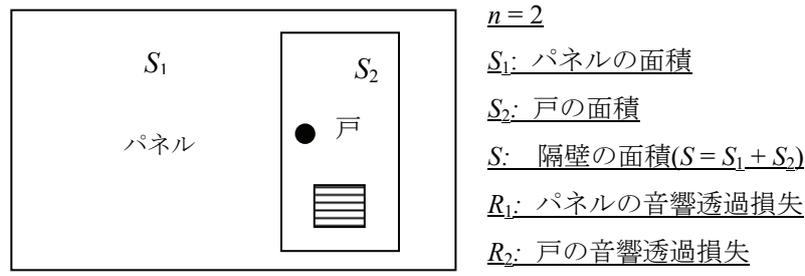
S : 隔壁の面積

n : 隔壁を形成する構成要素の数

R_i : i 番目の構成要素の音響透過損失 (備考: R_i は 100Hz から 5,000Hz の周波数範囲における周波数成分を有する。)

S_i : i 番目の構成要素の面積

図 5.1.2 隔壁を構成する遮音パネル及び戸



- (4) 甲板に対する空気音遮断性能は、甲板に施工される床張り材等も含む。ただし、天井パネルについてはこの限りではない。

5.2 を次のように改める。

5.2 空気音遮断性能の計測等

-1. **5.1** の規定に適合するために使用される材料は、空気音遮断性能について試験所において ISO 10140-2:2010 に従い計測が行われ、かつ、次の(1)から(3)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 船舶安全法第六条第三項 (予備検査) の規定に基づく検査に合格したもの
- (2) 船舶安全法第六条の四第一項 (型式承認) の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省又は一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの
- (3) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの

-2. 前-1.により要求される ISO 10140-2:2010 による試験の適用上、次の(1)から(3)によること。

- (1) 床張り材等は、船上における施工状態と同様の状態で計測を行うこと。

- (2) 居室の戸の通風口の閉鎖装置は「開」とすること。
- (3) 戸の試験については、戸枠を付けた状態で試験を行うこと。戸枠の一部として敷居を設けない場合にあつては、製造者が定める隙間を空け、密閉するための材料（もしあれば）を付けた状態で試験を行うこと。

附 則（改正その1）

1. この達は、2015年12月25日から施行する。

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

-7.(20)として次の1号を加える。

-7. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。

((1)から(19)は省略)

(20) 可搬式ガス検知器

2016年1月1日前に建造開始段階にあった規則 R 編 3.2.54 に定義される自動車運搬船であって自走用の圧縮天然ガスをタンクに有する自動車及び／又は自走用の圧縮水素をタンクに有する自動車を運送するものにあつては、2016年1月1日以降の最初の検査の時期までに、規則 R 編 20A.5 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。

附 則 (改正その2)

1. この達は、2016年1月1日から施行する。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.4 工事の検査

表 B2.1.4-1.を次のように改める。

表 B2.1.4-1. 確認を必要とする消火設備

設備	品名
消火及び消火剤	簡易式（液体，泡，炭酸ガス，粉末）消火器及び消火剤 持運び式（液体，泡，炭酸ガス，粉末）消火器及び消火剤 移動式（液体，泡，炭酸ガス，粉末）消火器及び消火剤 固定式（液体，泡，炭酸ガス，粉末）消火器及び消火剤 自動拡散型液体消火器，持運び式泡放射器及び消火剤
消防員装具	個人装具 安全灯，防煙マスク，防煙ヘルメット，命綱 自蔵式呼吸具及び空気容器（充填品）
射水消火装置	消火ホース，ノズル，水噴霧放射器，非常用消火ポンプ， 非常用消火ポンプ用原動機，移動式水モニタ，水噴霧ランス
固定式炭酸ガス， 不活性ガス消火装置	操作弁，選定弁，3方弁，集合管，連結管，フレキシブル管， 炭酸ガス容器（充填品），不活性ガス容器（充填品）
固定式泡消火装置 （低，高，甲板）	モニタ，フォームノズル，ホース，原液
固定式加圧水噴霧装置 ／散水装置	噴霧ノズル
固定式局所消火装置	消火ノズル
自動スプリンクラ装置	スプリンクラ・ヘッド，スプリンクラ・ポンプ，放水警報弁
火災探知装置	火災探知装置，手動火災警報装置
ガス検知器	可燃性ガス検知器，水素検知器，天然ガス検知器，可燃性ガス探知装置，酸素濃度計測装置
高圧ガス容器 （容器弁を含む。）	炭酸ガス容器，不活性ガス容器，自蔵式呼吸具用空気容器

附 則（改正その3）

1. この達は、2016年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、従前の例によることができる。

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.3 を次のように改める。

B1.1.3 船級維持検査の時期

(-1.及び-2.は省略)

-3. 規則 B 編 1.1.3-1.(6)(a)に規定される第1種プロペラ軸及び船尾管軸の開放検査の時期(検査期限日)は、~~船底検査の時期に一致させることを目的とする場合には延期を認めることがある。~~次の(1)から(54)までの該当項目についての規定に従い臨時検査を行った上、良好と認められた場合には船底検査の期日までの延期を認める延長することができる。~~ただし、この延期期間は第1A種軸にあつては6ヶ月、第1B種軸及び第1C種軸にあつては12ヶ月を超えてはならない。~~

(1) 油潤滑式の場合には、次の(a)から(c)による。

(a) 次の i)から viii)に掲げる確認及び検査を行い、良好と認められた場合には、検査期限日を1年後まで延長することができる。この場合の延長は、更に1回に限り、認められる。

i) 軸及びプロペラにグラインダ又は溶接による補修の報告が無いことの確認を行う。

ii) 軸系装置が正常に作動していることについての機関長による確認を受ける。

~~(4iii)~~ プロペラ軸の機関室内部に露出した部分の外観検査軸装置の可能な範囲について、外観検査を行う。

~~(2iv)~~ 前回の開放検査の軸降下量及び/又は軸受部と軸とのすき間の記録の確認を行う。船尾管軸受後端の軸受部とプロペラ軸及び船尾管軸との隙間又は軸降下量の記録調査

~~(3v)~~ 船尾管シール装置の現状について異常のないことを記録等にて確認を行う。

~~(4vi)~~ ねじり振動の危険回転数が回避されていることの確認を行う。

vii) プロペラの質量の不釣合を引き起こし得る損傷が無いことの確認を行う。

~~(5viii)~~ 規則 B 編 8.1.1, 表 B8.1 中, ~~8, 9~~12 及び ~~10~~13 に規定する検査を行う。

(b) 次の i)から ii)に掲げる確認及び検査を行い、良好と認められた場合には、検査期限日を3ヶ月後まで延長することができる。

i) 前(a)i)から iv)並びに vi)及び viii)に掲げる確認及び検査を行う。

ii) 船内側のシール装置の有効性の確認を行う。

(c) 前(a)及び(b)の検査を連続して行って差し支えないが、この場合、検査期限の延長は最大1年間とする。

(2) 清水潤滑式の場合には、次の(a)から(c)による。

(a) 次の i)から v)に掲げる確認、試験及び検査を行い、良好と認められた場合には、検査期限日を1年後まで延長することができる。この場合の延長は、更に1回に限り、認められる。

- i) 前(1)(a)iv)に掲げる確認を行う。
 - ii) サービスレコード（運航中の軸の状態を示すデータの定期的な記録）に記載される潤滑清水の流量，水温，塩分濃度，pH 値，補給水及び水圧を確認する。
 - iii) 次の 1) から 4) に従った試料清水試験の記録を確認した上で，検査員立会のもと，次の 2) から 4) に従った試料清水試験を行う。
 - 1) 試料清水試験は，原則として，少なくとも 6 ヶ月毎に実施するものとする。
 - 2) 試料清水試験には，塩化物濃度，pH 値及び軸受材金属粉及びその他の粒子（試験所で実施する場合に限る。）を項目に含めること。
 - 3) 試料とする清水は，運転状態において船尾管軸の内部を循環する代表的な清水を採取すること。
 - 4) 試料清水試験の結果は，検査員に提示できるよう船上に保管すること。
 - iv) 前(1)(a)i) から (iii)， vii) 及び viii) に掲げる確認及び検査を行う。
 - v) 船内側及び船外側のシール装置の有効性の確認を行う。
 - (b) 次の i) 及び ii) に掲げる確認，試験及び検査を行い，良好と認められた場合には，検査期限日を 3 ヶ月後まで延長することができる。
 - i) 前(a)i) から iv) に掲げる確認，試験及び検査を行う。
 - ii) 船内側のシール装置の有効性の確認を行う。
 - (c) 前(a) 及び (b) の検査を連続して行って差し支えないが，この場合，検査期限の延長は最大 1 年間とする。
- (3) 水潤滑式の場合には，次の (a) から (c) による。
- (a) 次の i) から viii) に掲げる確認，検査，計測及び記録を検査を行い，良好と認められた場合には，検査期限日を 1 年後まで延長することができる。
 - i) 前回の軸受部と軸とのすき間の記録の確認を行う。
 - ii) 次の 1) 及び 2) の確認を行い，軸系装置が正常に作動していることについて，機関長による確認をうける。
 - 1) サービスレコード（運航中の軸の状態を示すデータの定期的な記録）に記載されるデータの確認
 - 2) 軸及びプロペラにグラインダ又は溶接による補修の報告が無いことの確認
 - iii) 軸装置の可能な範囲について，外観検査を行う。
 - iv) プロペラの質量の不釣合を引き起こし得る損傷が無いことの確認を行う。
 - v) 軸受部と軸とのすき間の計測及び記録を行う。
 - vi) 船内側のシール装置の有効性の確認を行う。
 - vii) 水潤滑式の船尾管軸受の潤滑冷却水の送水系について，異常のないことの確認を行う。
 - viii) ねじり振動の危険回転数が回避されていることの確認を行う。
 - (b) 前(a)i) から iv) 並びに vi) から viii) に掲げる確認及び検査を行い，良好と認められた場合には，検査期限日を 3 ヶ月後まで延長することができる。
 - (c) 前(a) 及び (b) の検査を連続して行って差し支えないが，この場合，検査期限の延長は最大 1 年間とする。
- (4) 臨時検査は，原則として，検査期限日の 1 ヶ月前となる日から検査期限日までの日

に行うものとする。当該臨時検査を検査期限日（延長された検査期限日を含む。）の1ヶ月前となる日よりも前に行う場合には、検査期限日は当該確認、記録及び検査が完了した日から延長する。

(-4.及び-5.は省略)

-6. 前-3.の臨時検査又は規則 B 編 1.1.3-1.(6)(b)に規定される部分検査による第1種プロペラ軸及び船尾管軸の開放検査期日の延期の結果、当該軸の開放検査間隔は、次に掲げる範囲を超えてはならない。

- (1) 第1A種軸にあつては~~56~~年~~6~~ヶ月
- (2) 第1B種軸にあつては8年（ただし、前-4.及び-5.に適合する場合は10年）
- (3) 第1C種軸にあつては10年
- (4) 第1W種軸にあつては7年

-7. 規則 B 編 1.1.3-1.(6)(h)に規定される非破壊検査は、次の(1)から(7)の規定に従い、臨時検査を行った上、良好と認められた場合には、検査期限日を3ヶ月まで延長することができる。

- (1) 前回の軸受部と軸とのすき間の記録の確認を行う。
- (2) 次の(a)及び(b)の確認を行い、軸系装置が正常に作動していることについて、機関長による確認をうける。
 - (a) サービスレコード（運航中の軸の状態を示すデータの定期的な記録）に記載されるデータの確認
 - (b) 軸及びプロペラにグラインダ又は溶接による補修の報告が無いことの確認
- (3) 軸装置の可能な範囲について、外観検査を行う。
- (4) プロペラの質量の不釣合を引き起こし得る損傷が無いことの確認を行う。
- (5) 船内側のシール装置について、有効性の確認を行う。
- (6) 海水潤滑式又は船外の淡水を利用した淡水潤滑式の船尾管軸受の潤滑冷却水の送水系について、異常のないことの確認を行う。
- (7) ねじり振動の危険回転数が回避されていることの確認を行う。

-8. 規則 B 編 1.1.3-1.(6)(i)にいう「本会が別途定めるところ」とは、附属書 B1.1.3-7.「プロペラ軸の代替検査方法」をいう。

-79. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。

((1)から(19)は省略)

-810. 前-79.の適用上、それぞれの要件の施行日前に建造開始段階にあり、かつ、同日より後に引渡しが行われる船舶については、登録検査を「最初の検査」及び「最初に予定されている入渠又は上架」とみなし、登録検査完了日までにそれぞれの要件に適合する必要がある。

B1.2 特殊な船舶、設備、装置等

B1.2.4 として次の1条を加える。

B1.2.4 旋回式推進装置等に対する検査

規則 B 編 1.2.4 にいう「本会が別途定めるところ」とは、ウォータージェット推進装置については検査要領 D 編附属書 D1.1.3-1.「ウォータージェット推進装置に関する検査要領」、旋回式推進装置については検査要領 D 編附属書 D1.1.3-3.「旋回式推進装置に関する検査要領」をいう。

B3 年次検査

B3.2 船体、艙装、消火設備及び備品の年次検査

B3.2.3 効力試験

-5.を次のように改める。

-5. 規則 B 編表 B3.3 第 9 項にいう水位検知警報装置(規則 D 編 13.8.5, 規則 D 編 13.8.6, 並びに ~~B1.1.3-79.(5)~~参照) の検査は, 次の船舶に設置される装置に適用する。

B8 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

B8.1 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

B8.1.1 開放検査

-2.を次のように改める。

-2. 船尾管軸受の後端及び張出し軸受の後端のすき間計測等において、すき間又は軸降下量が次の値を超えた場合には、船尾管軸受又は張出し軸受の支面材を換装するか、又は補修すること。

(1) 海水潤滑軸受の場合のすき間：

プロペラ軸径 すき間

230mm 以下のとき 6mm

230mm を超え 305mm 以下のとき 8mm

305mm を超えるとき 9.5mm

(2) 油潤滑軸受の場合の軸降下量：

0.3mm を標準とし、潤滑油の性状、潤滑油や軸受材の温度の履歴等を調査して判定する。

(3) 清水潤滑軸受の場合の軸降下量：

軸受の補修のための指標となる軸降下量（製造者が指定したもの。）

B8.1.3 プロペラ軸の予防保全管理

-4.及び-5.を次のように改める。

-4. 規則 B 編 8.1.3(1)でいう軸受部の温度を「適切に監視する」~~する装置~~とは、軸受の船尾端下部の温度を計測する次のいずれかの装置及び温度記録装置により監視することをいう。

(1) 2個以上の温度センサーを備えたもの。

(2) 船内から取替え可能な1個の温度センサー及び予備の温度センサーを備えたもの。
この場合、温度センサーの取替えに関する要領を示す資料を提出し、これに従い、実際に、取替え可能であることが確認されること。

-5. 規則 B 編 8.1.3(2)でいう軸受部の温度を「適切に監視する」~~する装置~~とは、軸受の船尾端下部の温度を計測する1個以上の装置により監視することをいう。

B8.1.4 として次の1条を加える。

B8.1.4 船級符号に“APSS・O”又は“APSS・W”の付記を有する船舶のプロペラ軸又は船尾管軸の開放検査

規則 B 編 8.1.4 にいう「本会が別途定めるところ」とは、附属書 B1.1.3-7.「プロペラ軸の代替検査方法」をいう。

表 B8.1.3-1.を次のように改める。

表 B8.1.3-1. プロペラ軸系に予防保全管理方式を採用する場合の取扱い

項目	要領
(省略)	
5. 承認後の取扱い	<p>(-1.から-3.は省略)</p> <p>-4. 船舶は、<u>規則 B 編 1.1.3-1.(6)(a)</u>に規定する検査期日までに同編表 B8.1 に規定する検査掲げる該当項目（当該対象装置に対する <u>1, 3, 4, 5, 7 及び 8</u> 項の該当検査項目は除く。）、<u>船尾管軸受部の後端におけるプロペラ軸又は船尾管軸の軸降下量の計測及び記録, 可能な範囲における軸装置の外観検査, シール装置のライナーが適切な状態であることの確認並びに船内側及び船外側のシール装置に異常のないことの確認を実施することを行う。</u>ただし、プロペラ軸のテーパ部にキーを用いなくてプロペラが取り付けられる構造又はプロペラ軸のフランジ部にボルトを用いてプロペラが取り付けられる構造の場合には、現状について異常がなければ<u>規則 B 編表 B8.1 第 2, 9 及び 10</u> 項に規定する該当項目の検査は次のいずれか早い方の期日まで延期^(注1)することができる。<u>規則 B 編表 B8.1 第 2, 9 及び 10 項に規定する該当項目の検査を行う場合には、船内側及び船外側のシール装置の確認の際に、プロペラが適切に取り付けられていることも確認する。</u></p> <p>(1) 分析結果等の監視パラメータに異常が見られた場合、又はその他の理由により実際に当該軸の開放(検査)が行われる期日</p> <p>(2) 今前回の(規則 B 編表 B8.1 第 2, 9 及び 10 項以外の検査項目)の検査終了日から <u>15</u> 年を経過した期日</p>
(省略)	

(注)

1 前回の規則 B 編表 B8.1 第 2, 9 及び 10 項の検査完了日から 15 年を経過した日が、次回の検査期限日より前となる場合には、規則 B 編表 B8.1 第 2, 9 及び 10 項の検査も行うことを推奨する。

附属書 B1.1.3-7.として次の附属書を加える。

附属書 B1.1.3-7. プロペラ軸の代替検査方法

1章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用

本附属書は、船級符号に“APSS・O”又は“APSS・W”の付記を有する船舶のプロペラ軸又は船尾管軸の検査に適用する。

2章 軸の検査

2.1 一般

2.1.1 開放検査の間隔

-1. 油潤滑式軸受により潤滑を行う軸の開放検査は、**2.2**の規定に従い、登録検査又は前回の開放検査が完了した日から5年を経過する日（検査期限日）までに行う。

-2. 清水潤滑式軸受により潤滑を行う軸の開放検査は、**2.3**の規定に従い、登録検査又は前回の開放検査が完了した日から5年を経過する日（検査期限日）までに行う。

-3. 前-1.及び-2.の適用上、検査期限日の3ヶ月前から検査期限日までの日に開放検査が完了する場合、検査期限日を当該開放検査が完了した日とみなす。

2.1.2 検査期限日の延長

2.1.1に規定する検査期限日は、次の**(1)**及び**(2)**の規定に従い、延長することができる。

(1) 油潤滑式軸受又は清水潤滑式軸受により潤滑を行う軸の場合は、次の**(a)**から**(c)**の規定に従い、検査期限日を延長することができる。当該確認、記録及び検査の結果、異常が認められた場合には、油潤滑式軸受の場合は**2.2**、清水潤滑式軸受の場合は**2.3**の規定により開放検査を行う。

(a) 検査期限日の30ヶ月後までの延長

次の**i)**から**vii)**に掲げる確認、記録及び検査を行い、現状について異常がなければ、検査期限日を同日の30ヶ月後まで延長できる。本規定に従い検査期限日を延長した場合、開放検査を完了するまでの間、いかなる延長（次の**(b)**及び**(c)**に規定されるものを含む。）も認められない。

i) 油潤滑式の場合には**2.2.1-2.(1)**から**(3)**の該当項目、清水潤滑式の場合には**2.3.1-2.(1)**から**(3)**の該当項目を確認し、軸系装置が正常に作動していることについて、機関長による確認をうける。

ii) 実行可能な限り、軸降下量の計測及び記録を行う。

iii) 軸装置の可能な範囲について、外観検査を行う。

iv) プロペラの質量の不釣合を引き起こし得る損傷が無いことの確認を行う。

v) 船内側及び船外側のシール装置について、有効性の確認を行う。

vi) 潤滑油タンク又は潤滑清水タンクの液面低位警報装置、潤滑油又は潤滑清水の温度計測装置、潤滑油又は潤滑清水の循環管装置、潤滑油又は潤滑清水の循環ポンプ等について、船尾管軸受に関する船尾管軸受部の保全のための装置の作動が良好であることの確認を行う。

vii) 潤滑油又は潤滑清水の管理状況の調査

(b) 検査期限日の1年後までの延長

次の**i)**及び**ii)**に掲げる確認及び検査を行い、現状について異常がなければ、検査期限日を同日の1年後まで延長できる。本規定に従い検査期限日を延長した場合、開放検査が完了するまでの間、連続して更に1回に限り1年間の延長が認められることを除き、いかなる延長（前**(a)**及び次の**(c)**に規定されるものを含む。）も認められない。

i) 前回の開放検査の軸降下量及び／又は軸受部と軸とのすき間の記録の確認

ii) 前**(a)i)**、**iii)**、**iv)**、**v)**、**vi)**及び**vii)**に掲げる確認及び検査

(c) 検査期限日の3ヶ月後までの延長

次の i) 及び ii) に掲げる確認及び検査を行い、現状について異常がなければ、検査期限日を同日の3ヶ月後まで延長できる。本規定に従い検査期限日を延長した場合、開放検査が完了するまでの間、本(c)の規定による更なる3ヶ月後までの延長は認められない。更なる延長が必要な場合には、前(b)の規定による。この場合、検査期限日の延長は、3ヶ月の延長を行う前の検査期限日の1年後までとする。

i) 前(b)i)並びに前(a)i), iii), vi)及びvii)に掲げる確認及び検査

ii) 船内側のシール装置の有効性の確認

- (2) 前(1)(a)から(c)に規定される確認、記録及び検査は、原則として、検査期限日の1ヶ月前となる日から検査期限日までの日に行うものとする。当該確認、記録及び検査を検査期限日（延長された検査期限日を含む。）の1ヶ月前となる日より前に行う場合には、検査期限日は当該確認、記録及び検査が完了した日から延長する。

2.1.3 15年毎の開放検査

2.1.1の規定に加え、次の(1)及び(2)に従い、開放検査を行う。

- (1) 油潤滑式軸受により潤滑を行う軸のうち、キーレス構造又はフランジ構造のものは、少なくとも15年毎に2.2.1の規定に従って表2.1又は表2.2に規定する開放検査を受けなければならない。ただし、2.1.2(1)(c)の規定に従い、当該期限を3ヶ月延長することができる。この規定の適用上、船級符号にAPSS・O又はAPSS・Wの付記を有しない船舶が、新たに船級符号にAPSS・Oを付記するための申込みを行う場合には、次の(a)及び(b)の規定による。

(a) 船級符号にPSCM又はPSCM・Aの付記を有しない船舶の場合には、キーレス構造の軸の場合には前回の開放検査の終了日、フランジ構造の軸の場合には前回の開放検査又は部分検査の終了日を前回の表2.1又は表2.2に規定する開放検査の終了日とみなす。

(b) 船級符号にPSCM又はPSCM・Aの付記を有する船舶の場合には、検査要領B8表B8.1.3-1の5-4の規定に従って実施する検査（規則B編8章表B8.1第2、9及び10項を含む。）の終了日を前回の表2.1又は表2.2に規定する開放検査の終了日とみなす。

- (2) 清水潤滑式軸受により潤滑を行う軸は、少なくとも15年毎に2.3.1の規定に従って表2.1に規定する開放検査を受けなければならない。ただし、2.1.2(1)(c)の規定に従い、当該期限を3ヶ月延長することができる。この規定の適用上、船級符号にAPSS・O又はAPSS・Wの付記を有しない船舶が、新たに船級符号にAPSS・Wを付記するための申込みを行う場合には、前回の開放検査の終了日を前回の表2.1に規定する開放検査の終了日とみなす。

2.2 油潤滑式軸受により潤滑を行う軸の開放検査

2.2.1 開放検査

-1. 油潤滑式軸受により潤滑を行う軸の開放検査は、表2.1から表2.3のいずれかに従った検査を行う。ただし、当該軸がキー付構造の場合には、表2.1又は表2.2に従った検査を行う。

-2. 表 2.2 又は表 2.3 に従った検査を行う場合には、当該検査の前に、次の(1)から(3)までの項目を確認する。ただし、次の(1)から(3)までの項目を確認した結果又は表 2.2 又は表 2.3 に従った検査の結果、異常が認められた場合には、表 2.1 に規定する開放検査を行う。

- (1) サービスレコード（運航中の軸の状態を示すデータの定期的な記録）に記載される潤滑油の温度、軸受部の温度及び油の消費量を確認する。
- (2) 次の(a)から(d)に従った潤滑油分析の記録が、船舶の管理責任者がその経験や知識を加味し、検査要領 B 編表 B8.1.3-1.を標準として決定した管理基準値を満足していることを確認した上で、検査員立会いのもと、試料油試験（水の混入に焦点を当てた船尾間軸受部の潤滑油の目視検査）を行う。
 - (a) 潤滑油分析は、少なくとも 6 ヶ月毎に実施すること。
 - (b) 潤滑油分析には、少なくとも次の i)から iv)の項目を含めること。
 - i) 水分
 - ii) 塩化物濃度
 - iii) 軸材及び軸受材金属粉
 - iv) 油の酸化度
 - (c) 潤滑油分析のための潤滑油の採取は、運転状態において行うこと。
 - (d) 潤滑油分析の結果は、文書化し、船上に保管すること。
- (3) 軸及びプロペラにグラインダ又は溶接による補修の報告が無いことを確認する。

2.3 清水潤滑式軸受により潤滑を行う軸の開放検査

2.3.1 開放検査

-1. 清水潤滑式軸受により潤滑を行う軸の開放検査は、表 2.1 から表 2.3 のいずれかに従った検査を行う。ただし、当該軸がキー付構造の場合には、表 2.1 又は表 2.2 に従った検査を行う。

-2. 表 2.2 又は表 2.3 に従った検査を行う場合には、当該検査の前に、次の(1)から(3)までの項目を確認する。ただし、次の(1)から(3)までの項目を確認した結果又は表 2.2 又は表 2.3 に従った検査の結果、異常が認められた場合には、表 2.1 に規定する開放検査を行う。

- (1) サービスレコード（運航中の軸の状態を示すデータの定期的な記録）に記載される潤滑清水の流量、水温、塩分濃度、pH 値、補給水及び水压を確認する。
- (2) 次の(a)から(d)に従った試料清水試験の記録を確認した上で、検査員立会いのもと、次の(b)から(d)に従った試料清水試験を行う。
 - (a) 試料清水試験は、原則として、少なくとも 6 ヶ月毎に実施するものとする。
 - (b) 試料清水試験には、次の i)から iii)の項目を含めること。
 - i) 塩化物濃度
 - ii) pH 値
 - iii) 軸受材金属粉及びその他の粒子（試験所で実施する場合に限る。）
 - (c) 試料とする清水は、運転状態において船尾管軸の内部を循環する代表的な清水を採取すること。
 - (d) 試料清水試験の結果は、検査員に提示できるよう船上に保管すること。
- (3) 軸及びプロペラにグラインダ又は溶接による補修の報告が無いことを確認する。

表 2.1 プロペラ軸及び船尾管軸の開放検査 (Method 1)

検査項目	検査内容
1 プロペラ軸及び船尾管軸の抜き出し	・プロペラ軸及び船尾管軸を抜き出し、当該軸、シール装置及び軸受の全体にわたり異常がないことを確認する。
2 プロペラの取り付け部 -1. キー付構造のプロペラ軸又はキーレス構造のプロペラ軸	・テーパー大端部が見えるまでプロペラをプロペラ軸から取り外し、テーパー大端部付近の軸全面（キー付構造の場合はキー溝も含む）について、本会が適当と認める非破壊検査 ^(注1) を行う（スリーブがはめこまれている軸の場合、当該非破壊検査はスリーブの後端まで行う） ^(注2) 。
-2. フランジ構造のプロペラ軸	・プロペラ取付けフランジ部の取付けボルトを取り外した場合、当該フランジ部に近寄れる設計の場合又は本会が必要と認めた場合、当該フランジ部及びその取付けボルトについて、本会が適当と認める表面探傷検査 ^(注1) を行う。
3 船尾管軸受部後端の軸受部とプロペラ軸及び船尾管軸とのすき間	・軸受部と軸とのすき間の計測及び記録を行う。
4 プロペラ	・プロペラの質量の不釣合を引き起こし得る損傷が無いことを確認を行う。
5 船尾管シール装置	・プロペラ軸及びプロペラを取り付ける際に、船内側及び船外側のシール装置に異常のないことを確認する。
6 船尾管軸受部の後端におけるプロペラ軸又は船尾管軸の軸降下量	・プロペラ軸及びプロペラの取り付け後の軸降下量を記録する。
7 プロペラボスのプロペラ軸テーパー部との接触面	・外観検査を行う。
8 可変ピッチプロペラの取り付け部（フランジ構造の場合に限る。）	・変節機構の要部の開放検査及びプロペラ羽根の取付けボルトの有効な非破壊検査を行う。
9 潤滑油タンク又は潤滑清水タンクの液面低位警報装置、潤滑油又は潤滑清水の温度計測装置、潤滑油又は潤滑清水の循環管装置、潤滑油又は潤滑清水の循環ポンプ等	・油潤滑式又は船内の清水を利用した清水潤滑式の船尾管軸受に関する船尾管軸受部の保全のための装置の作動が良好であることの確認を行う。
10 潤滑油又は潤滑清水	・管理状況の調査を行う。

(注)

1 原則として磁粉探傷法による。

2 キーレス構造のプロペラ軸の場合は、プロペラを取り付けるときには、プロペラの押し込み量が鋼船規則 D 編 7.3.1-1. に定める下限値と上限値の範囲にあることを確認する。

表 2.2 プロペラ軸及び船尾管軸の開放検査 (Method 2)

検査項目 (注1)	検査内容
<p>1 プロペラの取り付け部</p> <p>-1. キー付構造のプロペラ軸又はキーレス構造のプロペラ軸</p> <hr/> <p>-2. フランジ構造のプロペラ軸</p>	<p>・テーパ大端部が見えるまでプロペラをプロペラ軸から取り外し、テーパ大端部付近の軸全面（キー付構造の場合はキー溝も含む）について、本会が<u>適当と認める非破壊検査</u> (注2) を行う (注3)。</p> <p>・プロペラ取り付けフランジ部の取り付けボルトを取り外した場合、当該フランジ部に近寄れる設計の場合又は本会が必要と認めた場合、当該フランジ部及びその取り付けボルトについて、本会が<u>適当と認める表面探傷検査</u> (注2) を行う。</p>
<p>2 船尾管軸受部の後端におけるプロペラ軸又は船尾管軸の軸降下量</p>	<p>・軸受部と軸との軸降下量の計測及び記録を行う。</p>
<p>3 軸装置</p>	<p>・軸装置の外観検査を可能な範囲において行う。</p>
<p>4 プロペラ</p>	<p>・プロペラの質量の不釣合を引き起こし得る損傷が無いことの確認を行う。</p>
<p>5 シール装置のライナー</p>	<p>・シール装置のライナーが適切な状態であることの確認を行う。</p>
<p>6 船尾管シール装置</p>	<p>・船内側及び船外側のシール装置に異常のないことの確認を含め、プロペラが適切に取り付けられていることを確認する。</p>
<p>7 プロペラボスのプロペラ軸テーパ部との接触面</p>	<p>・外観検査</p>
<p>8 可変ピッチプロペラの取り付け部（フランジ構造の場合に限る。）</p>	<p>・変節機構の要部の開放検査及びプロペラ羽根の取り付けボルトの有効な非破壊検査</p>
<p>9 潤滑油タンク又は潤滑清水タンクの液面低位警報装置、潤滑油又は潤滑清水の温度計測装置、潤滑油又は潤滑清水の循環管装置、潤滑油又は潤滑清水の循環ポンプ等</p>	<p>・油潤滑式又は船内の清水を利用した清水潤滑式の船尾管軸受に関する船尾管軸受部の保全のための装置の作動が良好であることの確認を行う。</p>
<p>10 潤滑油又は潤滑清水</p>	<p>・管理状況の調査を行う。</p>

(注)

- 1 清水潤滑式軸受の場合、前回の表 2.1 の検査終了日から 15 年を経過した日が、次回の検査期限日より前となる場合には、表 2.1 の検査を行うことを推奨する。
- 2 原則として磁粉探傷法による。
- 3 キーレス構造のプロペラ軸の場合は、プロペラを取り付けるときには、プロペラの押し込み量が鋼船規則 D 編 7.3.1-I. に定める下限値と上限値の範囲にあることを確認する。

表 2.3 プロペラ軸及び船尾管軸の開放検査 (Method 3)

検査項目 (注1) (注2)	検査内容
1 船尾管軸受部の後端におけるプロペラ軸又は船尾管軸の軸降下量	・軸受部と軸との軸降下量の計測及び記録を行う。
2 軸装置	・軸装置の外観検査を可能な範囲において行う。
3 プロペラ	・プロペラの質量の不釣合を引き起こし得る損傷が無いことの確認を行う。
4 シール装置のライナー	・シール装置のライナーが適切な状態であることの確認を行う。
5 船尾管シール装置	・船内側及び船外側のシール装置に異常のないことの確認を行う。
6 潤滑油タンク又は潤滑清水タンクの液面低位警報装置, 潤滑油又は潤滑清水の温度計測装置, 潤滑油又は潤滑清水の循環管装置, 潤滑油又は潤滑清水の循環ポンプ等	・油潤滑式又は船内の清水を利用した清水潤滑式の船尾管軸受に関する船尾管軸受部の保全のための装置の作動が良好であることの確認を行う。
7 潤滑油又は潤滑清水	・管理状況の調査を行う。

(注)

- 1 油潤滑式軸受, かつ, キーレス構造又はフランジ構造の場合, 前回の表 2.1 又は表 2.2 の検査終了日からの検査終了日から 15 年を経過した日が, 次回の検査期限日より前となる場合には, 表 2.1 又は表 2.2 の検査を行うことを推奨する。
- 2 清水潤滑式軸受の場合, 前回の表 2.1 の検査終了日から 15 年を経過した日が, 次回の検査期限日より前となる場合には, 表 2.1 の検査を行うことを推奨する。

2.4 船尾管軸受の補修等

2.4.1 船尾管軸受の後端の軸降下量に基づく補修等

表 2.1 及び表 2.2 に従い計測した船尾管軸受の後端の軸降下量が次の値を超えた場合には, 船尾管軸受 (張出し軸受を含む。) の支面材を換装するか, 又は補修すること。

(1) 油潤滑式軸受により潤滑を行う軸の場合の軸降下量:

0.3mm を標準とし, 潤滑油の性状並びに潤滑油, 潤滑清水及び軸受材の温度の履歴等を調査して判定する。

(2) 清水潤滑軸受の場合の軸降下量:

軸受の補修のための指標となる軸降下量 (製造者が指定したもの。)

附 則 (改正その 4)

1. この達は, 2016 年 1 月 1 日 (以下, 「施行日」という。) から施行する。
2. 施行日以後に引き渡しが行われる船舶以外の船舶 (以下, 「現存船」という。) にあっては, この達による規定にかかわらず, 2016 年 1 月 1 日以後の最初のプロペラ軸及び船尾管軸の検査までは, なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず, 船舶の所有者から申込みがあれば, この達による規定を現存船に適用することができる。

B1 通則

B1.4 検査の準備その他

B1.4.6 として次の1条を加える。

B1.4.6 検査、計測及び整備を行う事業所

-1. 規則 B 編 1.4.6-1.に規定する「本会が適当と認める事業所」とは、事業所承認規則 3 編 2 章、3 章又は 8 章に適合し、かつ、本会が承認した事業所をいう。

-2. 規則 B 編 1.4.6-2.及び-3.に規定する「本会が適当と認める事業所」とは、それぞれ事業所承認規則 3 編 6 章又は 15 章に適合し、かつ、本会が承認した事業所、主管庁が承認した事業所、主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所をいう。

B11 潜水船に関する検査

B11.1 一般

B11.1.2 を次のように改める。

B11.1.2 検査に関する一般規定

-1. 規則 B 編 11.1.2-4.により中間検査を繰り上げて実施した場合、これ以降の次回定期検査までの規則 B 編 11.1.2-2.(1)(a)に規定する中間検査の実施時期は、繰り上げて実施し完了した日から3ヶ月を経過した日を新たな検査基準日とみなして適用したものとする。

-2. 規則 B 編 11.1.2-5.に規定する「本会が適当と認める事業所」とは、事業所承認規則 3 編 2 章、3 章又は 8 章に適合し、かつ、本会が承認した事業所をいう。

-3. 規則 B 編 11.1.2-6.に規定する「本会が適当と認める事業所」とは、事業所承認規則 3 編 6 章に適合し、かつ、本会が承認した事業所、主管庁が承認した事業所、主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所をいう。

B13 海洋構造物等の定期的検査の特例

B13.2 検査の準備等

B13.2.2 を次のように改める。

B13.2.2 検査、計測及び整備を行う検査事業所の承認

-1. 規則 B 編 13.2.2-1.に規定する「本会が適当と認める事業所」とは、事業所承認規則 3 編 2 章, 3 章又は 8 章に適合し、かつ、本会が承認した事業所をいう。

-2. 規則 B 編 13.2.2-2.に規定する「本会が適当と認める事業所」とは、事業所承認規則 3 編 6 章に適合し、かつ、本会が承認した事業所、主管庁が承認した事業所、主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所をいう。

~~1. 申込手続き~~

~~(1) 3.~~ 検査事業者は、海洋構造物の検査に検査機器、検査用ロボットを使用する場合には、検査を行う前に次に掲げる資料を添付した申請書を本会に提出すること。ただし、既に本会から水中検査事業所及び板厚計測事業所として承認された検査事業所を管轄する事業者にあつては、本会が発行した承認書の写しを一部提出すること。

~~(a1)~~ 機器の仕様書

~~(b2)~~ 機器の構造図

~~(c3)~~ 機器の操作説明書（検査個所と使用する機器を含む。）、点検要領書、較正要領書

~~(d4)~~ 検査事業所の概要

~~(e5)~~ 検査事業所の検査作業実施組織及び管理体制

~~(f6)~~ 検査作業指針（作業系統、作業要領、保安対策、機器の取り扱い、点検要領書などを含む。）

~~(g7)~~ ダイバー、板厚計測技術者、非破壊検査技術者、溶接などの特殊技能者の資格

~~(h8)~~ 特殊技能者の教育プログラム

~~(i9)~~ 検査記録簿の様式

~~(2) 既に他船級協会の承認を受けている検査機器及び検査事業所にあつては、当該船級協会の発行した証明書又は承認書の写しを一部本会に提出すること。~~

~~2. 承認試験~~

~~(1) 検査員立会のもとで、実際の海洋構造物を用いて、模擬試験を行い、申請書添付資料に従った機能があることを確認する。~~

~~(2) 既に本会の水中検査事業所又は板厚計測業所として承認を得た事業所又は他の船級協会から承認を受けている事業所にあつては、承認試験の一部を省略することができる。~~

~~3. 承認~~

~~提出された資料の審査、事業所の調査及び承認試験の結果、本会が適当であると認めた場合には、事業者の提出した使用機器の使用及び検査事業所として承認する旨の通知書及び承認書を発行する。~~

~~4. 承認書の有効期限及び更新~~

~~(1) 承認書の有効期限は、承認の日から3年とする。~~

~~(2) 承認書を更新する場合は、申請者は、申込書1部、既発行の承認書及び承認を得て~~

~~から実施した代表的な検査記録簿並びに実施状況がわかるビデオテープなどを本
会に提出すること。本会は、検査記録簿及びビデオの確認、かつ、実際の海洋構造
物において簡単な試験をすることにより、承認内容と変更がないことを確認できた
場合は、承認書を更新する。~~

~~5. 承認の取り消し~~

~~次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合は、本会はその状況の程度により承認を取り消
すことがある。~~

- ~~(1) 承認内容に著しい変更が認められた場合~~
- ~~(2) 更新申請を怠った場合~~
- ~~(3) 取り消しの申請があった場合~~
- ~~(4) その他、本会の承認の継続を不相当と認める事態が発生した場合~~

~~6. 承認後の取り扱い~~

- ~~(1) 検査事業所の実施組織、管理体制、使用機器及び特殊技術者などに関し、申込書に
添付された資料の内容に変更がある場合には、その都度、本会に報告すること。~~
- ~~(2) 本会は、変更内容を検討し、必要と認めた場合には再調査、再試験を要求するこ
とがある。~~

附 則（改正その5）

1. この達は、2016年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日より前に本会の承認を受けた事業所にあつては、当該承認の有効期限の満了日又は2018年12月31日のいずれか早い日までは、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.5 を次のように改める。

B2.1.5 水圧試験及び水密試験等

~~1. 規則 B 編 2.1.5(1)にいう「本会が適当と認める試験」とは、次の(1)及び(2)による。~~

~~(1) SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則に定める試験。ただし、主管庁が特別に認めた場合は、この限りではない。~~

~~(2) 附属書 B2.1.5-1.「水密区画の試験方法」に定める試験~~

~~1. 規則 B 編 2.1.5(3)にいう「本会が別に定めるところ」とは、以下による。~~

~~危険化学品ばら積船の貨物タンクの水密試験及び水圧試験は、規則 S 編 4.1 に示すタンクの型式及び貨物の性状により次の(1)から(3)により行うこと。~~

~~(1) 重力式タンクであって、比重が 1.0 以下の貨物を積載するタンクにおいては、規則 B 編 2.1.5(1)の規定による。~~

~~(2) 重力式タンクであって、比重が 1.0 を超える貨物を積載するタンクにおいては、タンクの頂板上部（一体型タンクの場合、タンクの頂板を構成する甲板の船側における上面）上、次の算式に示す高さまでの水頭の水圧試験を行うこと。ただし、 L が 150m を超える場合、又は H が L に比して著しく大きい場合には、別途考慮する。~~

$$\frac{H}{2}(\gamma-1)+2.45 \quad (m)$$

~~H ：当該タンクの隔壁板の下縁から、タンクの頂板上部までの高さ（ m ）。なお、一体型タンクの場合、タンクの頂板を構成する甲板の船側における上面までの高さとして差し支えない。~~

~~γ ：当該タンクに積載する貨物の比重~~

~~(3) 圧力式タンクにおいては、タンクの設計圧力を基準圧力として、規則 N 編 4.10 の規定を準用する。~~

~~2. 規則 B 編 2.1.5(1)に規定する船体の区画及びタンクの水圧試験及び水密試験等の方法は、次の(1)から(3)を標準とする。~~

~~(1) 水圧試験は、シヨッププライマのみを塗布した後に行って差し支えない。ただし、次の(a)及び(b)を満足する場合、塗装を行った後に実施することができる。~~

~~(a) 塗装前にすべての溶接線について、目視検査を行う。~~

~~(b) ブロック相互の全ての溶接継手並びにタンク囲壁のすみ肉手溶接継手及び貫通部の手溶接継手について、気密試験を行う。~~

~~(2) 気密試験は、次の(a)から(f)に掲げるところによる。~~

~~(a) 試験は、0.015MPa の圧力で行う。~~

~~(b) 検査に先立ち、0.02MPa の圧力まで加圧し約 1 時間同圧力を維持した後、上記(a)の圧力まで減圧する。（減圧を行わない場合、安全に十分注意を払う必要がある。）~~

~~(c) 溶接部には、有効な検知液を塗布する。~~

- ~~(d) 空気供給管の断面積より大きい断面積を有する U 字形チューブに水を満たし、試験圧力に対応する水頭を確認する。さらに、試験圧力を一個の標準圧力計又は、他の適当な方法により確認する。~~
- ~~(e) タンク囲壁の全てのすみ肉溶接継手、貫通部の溶接継手及びブロック相互の溶接継手については、塗装前に試験を行う。その他のタンク囲壁の溶接継手については、当該溶接継手の塗装前の目視検査を条件に、塗装後に行うことができる。ただし、ブロック内の自動または手溶接継手については、造船所の品質管理状況を考慮し、検査員が判断する適当数の溶接継手に対して、塗装前に試験を要求することがある。~~
- ~~(f) 上記(a)から(e)に代えて、検査員の指示するところにより別の方法によって差し支えない。~~

~~(3) 射水試験は、ホース内圧力が 0.2MPa 以上で、12mm 以上の径を有するノズルを用い、射水面までの距離が 1.5m を超えないようにして行う。~~

~~3. 規則 B 編 2.1.5(1)の適用上、水密戸(規則 C 編 4 章の適用を受ける船舶にあっては、同要件への適合のために水密とすることが要求されるすべての内部開口閉鎖装置を含む。)については、取付け後に規則 C 編 13.3.3-1.又は CS 編 13.3.3-1.に規定する水高により水圧試験を行う場合を除き、前 2.(3)に規定する射水試験にて水密性の確認を行うこと。射水試験は、浸水時に水圧が作用する方向が明らかな場合を除き、当該戸の両側から実施すること。また、周辺の機器等に損傷を与える可能性があるために射水試験の実施が困難な場合、本会が適当と認める他の方法によることができる。~~

~~42. 規則 B 編 2.1.5(32)の適用上、イナートガス供給管を設ける場合、船内配管後、最高使用圧力の 1.25 倍以上の圧力で気密試験を行うこと。ただし、圧力逃し弁をイナートガス供給管に設ける場合、気密試験の圧力は圧力逃し弁の設定圧力以上とする。~~

B2.5 登録事項の変更

B2.5.1 改造検査

-5.として次の 1 項を加える。

-5. 規則 B 編 2.5.1 の適用上、水密区画のタイトネスに影響を及ぼす改造又は修理が行われた船舶にあっては、附属書 B2.1.5-1.「水密区画の試験方法」に定める試験により当該区画のタイトネスを確認すること。

附属書 B2.1.5-1.として次の附属書を加える。

附属書 B2.1.5-1. 水密区画の試験方法

1.1 一般

本附属書に定める試験方法は、タンク及び水密区画の水密性並びに船舶の水密区画を構成するタンクの構造上の妥当性を確認するためのものである。本試験方法は構造及び艤装の風雨密性を確認するために対しても適用することがある。新造船及び大規模な改造又は修理が行われた船舶のすべてのタンク及び水密区画のタイトネスは、本船の引渡し前に本試験方法により確認すること。ここで、大規模な修理とは、当該箇所タイトネスに影響を及ぼす修理をいう。

1.2 適用

1.2.1 適用

-1. すべての重力式タンク及び水密又は風雨密が要求されるその他の区画は、本附属書に従って試験し、以下のタイトネス及び構造上の妥当性を実証すること。ここで、重力式タンクとは、設計蒸気圧が 0.07MPa 以下のタンクをいう。

(1) 重力式タンクのタイトネス及び構造上の妥当性

(2) タンクの境界以外の水密な境界の水密性

(3) 風雨密な境界の風雨密性

-2. 表 1 又は表 2 に記載されない構造の試験は別途考慮すること。

1.3 試験の種類及び定義

1.3.1 試験

-1. 本附属書で規定される試験は、次の 2 種類である。

(1) 構造試験

タンク構造の構造上の妥当性を確認するための試験。水圧試験又は認められた場合、水圧空気圧試験とすることができる。

(2) 漏洩試験

境界のタイトネスを確認するための試験。特定の試験が示されない限り、水圧試験、水圧空気圧試験又は空気圧試験とする。表 1 備考 3 に示す特定の境界について、射水試験は漏洩試験の一つとして認められる。

-2. 各試験の種類の変義は以下のとおり。

水圧試験 (漏洩及び構造)	区画を液体で所定の水頭まで満たす試験
水圧空気圧試験 (漏洩及び構造)	水圧試験及び空気圧試験を組み合わせたもので、区画を部分的に液体で満たし、空気圧をかける試験
射水試験 (漏洩)	接合部へ射水し、反対側からの目視によりタイトネスを確認する試験
空気圧試験 (漏洩)	空気圧の差異と漏洩検知液により気密性を確認する試験。圧縮空気試験及び接合部の空気圧試験（例えば、圧縮空気すみ肉溶接試験又は真空試験）を含む。
圧縮空気すみ肉溶接試験 (漏洩)	T型すみ肉溶接継ぎ手に対する空気圧試験で、漏洩検知液をすみ肉溶接部に塗布して行う試験
真空試験 (漏洩)	継ぎ手に漏洩検知液を塗布し容器で覆い、容器の中を負圧にすることで、漏洩を検知する試験
超音波試験 (漏洩)	超音波により倉口蓋のような閉鎖装置のシール部のタイトネスを確認する試験
浸透試験 (漏洩)	表面張力の少ない液体を用い、浸透の有無により区画境界に連続した漏洩の可能性を確認する試験

1.4 試験方法

1.4.1 一般

試験は、すべてのハッチ、ドア、窓等が設置され、パイプ連結部を含むすべての貫通部が設けられた完成間近の状態、被覆又はセメント工事が継手部に施される前に、検査員立会のもと行うこと。個々の試験要件については1.4.4及び表1による。塗装の施工時期及び継手部への安全な交通設備については1.4.5、1.4.6及び表3を参照すること。

1.4.2 構造試験の方法

-1. 試験の種類と時期

表1又は表2に規定される構造試験については、1.4.4-1.による水圧試験が認められる。船台の強度、液体密度等、実行上の制約により水圧試験の実施が困難な場合、1.4.4-2.による水圧空気圧試験を代替として認めることがある。

漏洩試験を進水前に行い、漏洩がなかった場合には、構造上の妥当性を確認するための水圧試験又は水圧空気圧試験は、海上で行うことができる。

-2. 新造船又は大規模な改造が行われた船舶に対する試験については以下による。

- (1) タンク境界は少なくとも片側から試験を行うこと。構造試験を行うタンクは、すべての代表的な構造部材について、想定される引張及び圧縮状態に対して構造上の妥当性を確認できるよう選定すること。
- (2) 構造試験は類似の構造（すなわち、同一の設計条件で、検査員が認めた小規模の局所的な違いのみを持つ類似の構造配置）を持つタンクグループから少なくとも1つのタンクについて行うこと。この場合、残りのすべてのタンクは空気圧試験による漏洩試験を行うこと。タンカー及び兼用船における他の区画と隣接する貨物区域の境界又はその他の船舶における分離貨物もしくは汚染物質を積載するタンクの境界については、構造試験の代替として空気圧試験により漏洩試験を行うことは認められない。
- (3) 最初のタンクの構造試験の後、検査員が必要と判断した場合には追加のタンクの構造試験を要求する場合がある。
- (4) タンクの構造上の妥当性が表1による構造試験により確認された場合、同型シリー

ズ船（同一の造船所で同一図面により建造された姉妹船）の後船については、以下により、タンクの構造試験は省略して差し支えない。

- (a) 漏洩試験及び詳細な検査により、すべてのタンクの境界の水密性を確認すること。
- (b) 姉妹船ごとにすべてのタンクにわたって、類似の構造を持つタンクグループから少なくとも1つのタンクの構造試験を行うこと。
- (c) 最初のタンクの構造試験後に必要性が認められた場合又は立会検査員が必要と判断した場合には追加のタンクについて構造試験を要求することがある。タンカー及び兼用船における他の区画と隣接する貨物区域の境界又はその他の船舶における分離貨物もしくは汚染物質を積載するタンクの境界については、前(b)に代わり前(2)を適用すること。
- (5) 前船の引渡しから2年以上後に起工される姉妹船にあつては、本会が適当と認めた場合、以下を条件として前(4)を適用して差し支えない。
 - (a) 一般的な技量が保たれていること（すなわち、当該造船所において、建造の中断又は建造手順もしくは建造技術の大きな変更がなく、作業員が適切な資格を有し、本会が定めた適切な技量を示せること）
 - (b) 強化された非破壊検査プログラムを構造試験が行われないタンクに適用すること。
- (6) タンク以外の区画の水密の境界は、漏洩試験及び検査により区画の境界の水密性を確認できれば、構造試験を省略して差し支えない。バラスト兼用倉、チェーンロッカ及び港内バラストの積載を計画する貨物倉のうち代表的な貨物倉については、構造試験は省略せず、前(1)から(5)に従うこと。

1.4.3 漏洩試験の方法

-1. 表1に規定する漏洩試験は、1.4.4-4から1.4.4-6によるタンクの空気圧試験、圧縮空気すみ肉溶接試験、真空試験又はこれらの試験の組み合わせとすることができる。1.4.5、1.4.6及び1.4.7に適合する場合、漏洩試験として水圧試験又は水圧空気圧試験が認められる。表1備考3に示す箇所については、1.4.4-3による射水試験とすることができる。

-2. 継手の空気圧試験は、ブロック工程時に実施して差し支えない。この場合、試験の前に、継手のタイトネスに影響を及ぼすすべての作業を完了すること。最終塗装の適用については1.4.5-1.を、継手への交通については1.4.6を、これらの概要については表3をそれぞれ参照すること。

1.4.4 試験方法

-1. 水圧試験

清水又は海水以外の液体の使用が認められた場合を除き、水圧試験は、清水又は海水のうち試験に適したものを、表1又は表2に規定する水頭まで満たすことにより実施する。

高密度の貨物を積載するタンクが清水又は海水で試験される場合、試験圧力は、別途検討すること。

試験区画のすべての外面について、ひずみ、膨らみ、座屈及びその他の損傷や漏洩がないことを確認すること。

-2. 水圧空気圧試験

水圧空気圧試験が承認された場合、承認された液位に追加の空気圧をかけ、その試験状態が実行可能な限り実際の積載状態を模したものとしなければならない。-4.の空気圧試験

に対する規定は、水圧空気圧試験にも適用される。

試験区画のすべての外面について、ひずみ、膨らみ、座屈及びその他の損傷や漏洩がないことを確認すること。

-3. 射水試験

射水試験は、ホースノズルにおける圧力が、試験中少なくとも $0.2MPa$ を維持した状態で行うこと。ノズルの内径は $12mm$ 以上とすること。試験箇所までの垂直距離（溶接線等に対して垂直方向の距離）は $1.5m$ 以内とし、溶接部に直接射水すること。

射水試験が、機関、電気設備の絶縁又は取り付け物を損傷させる可能性があるため実施できない場合は、溶接部の詳細な目視検査に加え、必要に応じ、染色浸透試験、超音波漏洩試験又はそれらと同等の試験に替えて差し支えない。

-4. 空気圧試験

すべての区画境界の溶接部、ブロック継手部及びパイプ接合部を含む貫通部は、承認された方法に従い、大気圧との差が $0.015MPa$ 以上の安定した圧力で漏洩検知液を用いて試験すること。

要求される試験圧力に相当する水頭を保持するために十分な高さを有するU字管を用いること。U字管の断面積はタンクに空気を供給する配管の断面積以上のものとする。要求試験圧力を確認するため、U字管に代えて2つの校正済みの圧力計を用いて差し支えない。

溶接線に対し2回の検査を行うこと。1回目は漏洩検知液使用後すぐに行い、2回目は発生に時間を要するより小さな漏洩を検知するため、約4分から5分後に行うこと。

-5. 圧縮空気すみ肉溶接試験

圧縮空気をすみ肉溶接部の一方の端から注入し、もう一方の端に取り付けられた圧力計により圧力を確認すること。少なくとも $0.015MPa$ の空気圧が試験箇所内のすべての溶接部の各端部で確認できるよう圧力計を設置すること。

備考:漏洩試験が部分溶込み溶接を含む構造に要求される場合、そのルート面が十分大きい場合にあっては、すみ肉溶接と同様に圧縮空気圧試験を行うことができる。

-6. 真空試験

真空にするための接続部、圧力計及び検査窓を有する容器（真空試験器）を、漏洩検知液を施した継手に設置して行うこと。容器内が $0.020\sim 0.026MPa$ の負圧状態になるまで空気を抜いて行うこと。

-7. 超音波試験

区画内部に超音波発信機、区画外部に受信機を設置して行うこと。区画の水密又は風雨密の境界について、超音波の漏洩の有無を受信機により検査する。受信機により超音波が受信された箇所は区画のシール部の漏洩を示す。

-8. 浸透試験

区画の境界又は構造の片側に表面張力の低い液体を用いて行う突合せ溶接又はその他の溶接部に対する試験。一定時間が経過した後、もう一方の側から液体が検知されなかった場合、境界のタイトネスが示されたこととなる。漏洩検知のために反対側に現像液を塗布又は噴霧する場合がある。

-9. その他の試験

その他の試験方法については、事前に試験方法の詳細を提出することにより、認める場合がある。

1.4.5 塗装の施工

-1. 最終塗装

自動溶接による突合せ継手については、検査員が満足する程度まで詳細な目視検査が行われた場合、当該突合せ継手を境界とする区画の漏洩試験の完了前に最終塗装を施工して差し支えない。

自動溶接によるブロック相互の突合せ継手については、検査員は最終塗装前に漏洩試験を行うことを要求する場合がある。

その他のすべての継手については、最終塗装は継手の漏洩試験完了後に施工すること。
表 3 を参照すること。

-2. 仮塗装

欠陥や漏洩を隠してしまう可能性のある仮塗装の施工時期は、最終塗装に関する規定に従うこと。（前-1.を参照すること）本規定はショッププライマには適用しない。

1.4.6 継手部への安全な交通設備

漏洩試験において、検査対象になっているすべての継手部への安全な交通設備を設けること。表 3 を参照すること。

1.4.7 水圧試験又は水圧空気圧試験

規定された漏洩試験に代えて、水圧試験又は水圧空気圧試験を行う場合は、小さな漏洩を見逃すことの無いよう、検査する境界は露の無い状態とすること。

表 1 タンク及び区画境界の試験要件

	試験対象	試験の種類	試験水頭又は試験圧力	備考
1	二重底タンク*4	漏洩試験及び構造試験*1	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端、 - タンク頂部の 2.4m 上方*2、 - 隔壁甲板	
2	二重底空所*5	漏洩試験	1.4.4.4.から-6.の該当規定参照	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編で要求されるポンプ室の二重底及び燃料油タンク保護のための二重船殻部を含む。
3	二重船側タンク	漏洩試験及び構造試験*1	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端、 - タンク頂部の 2.4m 上方*2、 - 隔壁甲板まで	
4	二重船側空所	漏洩試験	1.4.4.4.から-6.の該当規定参照	
5	本表に記載のない深水タンク	漏洩試験及び構造試験*1	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端、 - タンク頂部の 2.4m 上方*2	
6	貨物油タンク	漏洩試験及び構造試験*1	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端、 - タンク頂部の 2.4m 上方*2 - タンク頂部*2 + 圧力逃し弁の設定圧力	
7	ばら積貨物船のバラスト兼用倉	漏洩試験及び構造試験*1	ハッチコーミングの上端	
8	船首尾タンク	漏洩試験及び構造試験*1	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端、 - タンク頂部の 2.4m 上方*2	船尾部は船尾管搭載後試験すること。

表1 タンク及び区画境界の試験要件（続き）

	試験対象	試験の種類	試験水頭又は試験圧力	備考
9	1. 機器を備える船首部区画	漏洩試験	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	
	2. 船首倉空所	漏洩試験及び構造試験*1,9	隔壁甲板まで	
	3. 機器を備える船尾部区画	漏洩試験	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	
	4. 船尾倉空所	漏洩試験	1.4.4-4.から-6.の該当規定参照	船尾部は船尾管搭載後試験すること。
10	コファダム	漏洩試験	1.4.4-4.から-6.の該当規定参照	
11	1. 水密隔壁	漏洩試験*8	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照*7	
	2. 船楼端隔壁	漏洩試験	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	
12	乾舷甲板及び隔壁甲板下の水密戸	漏洩試験*6,7	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	
13	複板舵	漏洩試験	1.4.4-4.から-6.の該当規定参照	
14	深水タンクの軸路	漏洩試験*3	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	
15	外板	漏洩試験*3	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	第1欄から第10欄までに該当する箇所の外板はそれぞれ該当各欄による。
16	外板のドア	漏洩試験*3	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	
17	風雨密ハッチカバー及び閉鎖装置	漏洩試験*3,7	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	倉口覆布及びバッテンにより閉鎖されるハッチカバーは除く。
18	兼用タンク及び乾貨物倉のハッチカバー	漏洩試験*3,7	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	第6項又は第7項の構造試験に追加して行うこと。
19	チェーンロッカ	漏洩試験及び構造試験*1	チェーンパイプ上端	
20	潤滑油サンプタンク及び主機下に配置されるその他のタンク/区画	漏洩試験	1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	
21	バラストダクト	漏洩試験及び構造試験*1	次のうち大なる方 - バラストポンプの最大圧力 - 設置されている圧力逃がし弁の設定圧力	
22	燃料油タンク	漏洩試験及び構造試験*1	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端 - タンク頂部の2.4m上方*2 - タンク頂部*2 + 圧力逃し弁の設定圧力 - 隔壁甲板まで	

*1: 1.4.2-2.を参照すること。

*2: タンク頂部とはハッチを除くタンク頂部を構成する甲板をいう。

*3: 射水試験も、漏洩試験の方法として考慮することができる。1.3.1-2.を参照すること。

*4: 規則C編6.1.1-3.の規定にいう水密区画を含む。

*5: 二重底ダクトキール及び規則C編6.1.1-3.の規定により配置される液体を積載しない区画を含む。また、海洋汚染防止のための構造及び設備規則3編1.2.3及び同3.2.5の規定によりそれぞれ配置される燃料油タンク保護及びポンプ室保護のための区画を含む。

*6: 水密戸の水密性がプロトタイプの試験で確認されていない場合、水密区画に水を漲水した試験を実施すること。規則C編13.3.3-1.を参照すること。

*7: 射水試験の代替として、1.4.4-7.から-9.に記載される他の試験方法により、それらの試験方法の妥当性を確認した上で試験を実施して差し支えない。水密隔壁（11.1欄）については、射水試験の実施が困難な場合に限り、代替試験を実施することができる。

*8: 港内バラストの積載を計画する貨物倉については、1.4.2-2.に従い代表的な貨物倉について漏洩及び構造試験を行うこと。

当該貨物倉の試験水頭はローディングマニュアルに記載されている港内での最大のバラスト積載状態とすること。
 *9: 構造試験の実施が困難であると本会が認めた場合は、構造試験を省略して差し支えない。
 *10: 船体各部に付く管系の試験については、規則 D 編 12.6, 13.17 及び 14.6 の規定による。

表 2 特殊船舶／タンクの追加試験要件

	船舶/タンクの種類	試験対象	試験の種類	試験水頭又は水圧	備考
1	液化ガスばら積船	一体型タンク	漏洩試験及び構造試験	規則 N 編による	
		メンブレンタンク又はセミメンブレンタンクの支持構造			
		独立型タンクタイプ A			
		独立型タンクタイプ B			
		独立型タンクタイプ C			
2	食用液体タンク	独立タンク	漏洩試験及び構造試験	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端、 - タンク頂部の 0.9m 上方*1	
3	危険化学品ばら積船	一体型貨物タンク又は独立型貨物タンク	漏洩試験及び構造試験*3	次のうち大なる方 - タンク頂部の 2.4m 上方*1 - タンク頂部*1+圧力逃し弁の設定圧力	比重が 1.0 を超える貨物を積載するタンクにおいては、追加の水頭を考慮すること。*2

*1: タンク頂部とはハッチを除くタンク頂部を構成する甲板をいう。

*2: 重力式タンクであって、比重が 1.0 を超える貨物を積載するタンクにおいては、タンクの頂部上、次の算式に示す高さまでの水頭の水圧試験を行うこと。ただし、L が 150m を超える場合、又は H が L に比して著しく大きい場合には、別途考慮する。

$$\frac{H}{2}(\gamma-1)+2.4 \quad (m)$$

H: 当該タンクの隔壁板の下縁から、タンクの頂板上面までの高さ (m)

γ: 当該タンクに積載する貨物の比重

*3: 圧力式タンクにおいては、タンクの設計圧力を基準圧力として、規則 N 編 4.23.6 の規定を準用する。

表 3 溶接継手の種類による漏洩試験、塗装及び安全交通設備の適用

溶接継手の種類	漏洩試験	塗装*1		安全交通設備*2		
		漏洩試験前	漏洩試験後で構造試験前	漏洩試験	構造試験	
突合せ溶接	自動	要求しない	許可する*3	N/A	要求しない	要求しない
	手溶接又は半自動溶接*4	要求する	許可しない	許可する	要求する	要求しない
すみ肉溶接	貫通部を含む境界	要求する	許可しない	許可する	要求する	要求しない

*1: 塗装とは、内部塗装（タンク／ホールドの塗装）及び外部塗装（外板／甲板）のことを言う。ショッププライマは含まない。

*2: 漏洩試験実施のための一時的な交通手段

*3: 検査員により溶接部の詳細な目視検査が行われた場合に限る。

*4: フラックスコールドアーク溶接 (FCAW) による半自動溶接の突合せ溶接継手においては、目視検査の結果、溶接部の形状が連続して一様で、補修部がなく、かつ、非破壊検査の結果、重大な欠陥がない場合は、試験することを要しない。

附 則 (改正その 6)

1. この達は、2016年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更があつては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があつた場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

B5 定期検査

B5.2 船体, 艀装, 消火設備及び備品の定期検査

B5.2.5 精密検査

-4.として次の1項を加える。

-4. 倉口蓋の精密検査にあつては, 倉口蓋内部へのアクセスが構造上不可能な場合には, アクセス可能な範囲内で検査を行うこと。

B5.2.6 構造部材等の板厚計測

-7.として次の1項を加える。

-7. 倉口蓋の板厚計測にあつては, 倉口蓋内部へのアクセスが構造上不可能な場合には, アクセス可能な範囲内で計測すること。

B5.2.7 圧力試験

-4.(1)を次のように改める。

-4. **規則 B 編 5.2.7-3.**でいう「本会が適当と認める場合」とは, 船長又はこれに代る責任者の立会いのもとに圧力試験が行われ, 次の**(1)**及び**(5)**を満たす場合をいう。この場合, 検査員が差し支えないと認めるときは, これを定期検査における圧力試験とみなすことがある。

- (1) 圧力試験の実施に先立ち, 船舶の所有者から提出された圧力試験要領書 (漲水するタンク及びその漲水レベル並びに試験の対象となる隔壁の情報を含む) が本会の確認を受けていること。
- (2) タンクの構造健全性に影響を与える可能性のある漏れ, 変形及び著しい腐食がないこと。
- (3) 圧力試験の実施時期が, 定期検査の期間内であつて, 内部検査又は精密検査が完了する検査日の前3ヶ月以内であること。
- (4) 試験結果をログブックに記録すること。
- (5) 内部検査及び精密検査の際, タンク及び関連構造の内部及び外部の状態が良好であることを検査員が確認すること。

B12 海洋構造物等に関する検査

B12.2 登録検査

B12.2.7 製造後の登録検査

-2.を次のように改める。

-2. 規則 B 編 12.2.7-4.にいう「本会が必要と認めた場合」とは、規則 B 編 12.5.2-~~54~~.(3)に規定する軽荷重量査定試験を行い、計測された軽荷排水量と既に行われた復原性試験時の軽荷排水量の差が満載排水量の 1%を超えるときをいう。ただし、1991 年 5 月 1 日以前に建造された船舶にあっては、この限りではない。

B12.3 年次検査

B12.3.2 船体、艀装、消火設備及び備品の年次検査

-2.及び-3.を次のように改める。

-2. 規則 B 編 12.3.2-2.~~(43)~~(j)に規定する係留設備の検査は次による。

(1) チェーン

(a) 検査可能な範囲にあるチェーンを詳細に検査する。特にチェーン止め、ウィンドラスのポケットに接触する個所に注意すること。

(b) 前回の定期検査時に行われたリンクの寸法計測の結果、リンクの平均径が元の径の 96%未満であるリンク及び明らかに衰耗しているリンクは、リンク径の計測を行うとともに、可能な限り非破壊検査及び 3 リンク又は 5 リンクの長さの計測並びにリンクの曲がり計測すること。この結果、~~B12.5.2-24~~に該当する場合、当該リンクを廃棄し、連結シャックルを挿入するか新替えること。

(2) ワイヤロープ

検査可能な範囲にあるワイヤロープを検査する。特に平らになった個所、素線が切れている個所及び衰耗又は腐食している個所に注意すること。

(3) ウィンドラス、フェアリード及びウィンチ

検査可能な範囲のポケット、ギア、ドラム等を検査する。

-3. 規則 B 編 12.3.2-2.~~(23)~~(k)に規定する検査は、次による。

(1) 可能な範囲の現状検査を行う（塗装状態の確認も含む）。

(2) 可能な範囲でボルトの締め付け状態を検査する。

(3) 脱出経路が安全な状態に維持され、障害物が無いことを確認する。

(4) 掘削やぐらの溶接部の補修を行った場合、溶接部の補修箇所について、非破壊試験検査を行う。

B12.4 中間検査

B12.4.2 船体、艙装、消火設備及び備品の中間検査

-3.として次の1項を加える。

-1. 船底検査の時期に、中間検査の検査項目の一部を行った場合には、その検査項目は省略して差し支えない。

-2. 規則 B 編 12.4.2-2.(2)に規定において、風雨密の閉鎖装置は、現状良好であれば、効力試験は省略して差し支えない。

-3. 規則 B 編 12.4.2-3.にいう「プレロードタンク」とは、甲板昇降型船舶の船体内部に備えられるタンクであって、定期的に海水で満たされ、掘削作業を開始する前に船舶のフーティングに前もって負荷をかけるために用いられるタンクをいう。

B12.5 定期検査

B12.5.2 を次のように改める。

B12.5.2 船体、艙装、消火設備の定期検査

-1. 規則 B 編 12.5.2-2.(1)(b)でいう、「本会が適当と認める場合」とは、平均的な状態を確認するために十分に精密検査及び板厚計測が行われた場合をいう。

-2. 発泡体や腐食防止剤で充填されている空所及び区画並びに潤滑油、軽油、ディーゼル油、清水、飲料水及びその他の非腐食性製品のためのタンクについては、外部検査を行い、現状良好と認める場合には、内部検査及びその他の試験を省略することができる。

~~-3.~~ 板厚計測の計測箇所は、あらかじめ特定の位置を定め、定期検査ごとに同じ個所を計測するものとする。

~~-4.~~ 規則 B 編 12.5.2-2.(4)に規定する係留設備の検査は次による。
(1)から(7)は省略)

~~-5.~~ 規則 B 編 12.5.2-43., ~~-54.~~及び~~-65.~~にいう、浮上状態で検査を行う場合は、船底検査を水中検査に代えることが承認された場合に限る。この場合、次回船底検査までの適当な時期に定期検査で要求される検査と同等な検査を実施し、検査員にその検査結果を報告すること。

~~-6.~~ 規則 B 編 12.5.2-54.(3)に規定する軽荷重量査定試験の結果は、検査報告書に記載すること。ただし、1991年5月1日以前に建造された船舶にあつては、軽荷重量査定試験は省略しても差し支えない。

~~-7.~~ 掘削やぐらの溶接部の補修を行った場合、溶接部の補修箇所について、非破壊試験検査を行う。

B12.6 船底検査

B12.6.1 一般

-1.を次のように改める。

-1. 船底検査に代えて水中検査の適用を受けようとする場合は、以下の情報を含む規則 B 編 12.2.2-1.(1)(I)の書類を本会に提出し承認を得ること。また、当該書類は、船上に備えること。

- (1) 検査箇所
- (2) 清掃範囲
- (3) 非破壊検査を行う箇所（非破壊検査の手法も含む。）
- (4) 各部の名称
- (5) 損傷及び劣化箇所を記録するためのフォーム

B12.6.2 を次のように改める。

B12.6.2 船底検査

-1. 中間検査においてバラスト場所区画の内部検査を行った場合、当該区画の内部検査は、船底検査時には検査する必要はない。

-2. 船底検査に代えて水中検査を行う場合、以下によること。

- (1) 没水部や区画内部の疑わしい箇所については、水中検査を行う際に併せて、板厚計測を行うことを要求することがある。また、亀裂等の検知のために水中での非破壊検査を要求することがある。
- (2) 水中検査は、検査員並びに潜水士または ROV の操縦士が、外板、付属物及び溶接部の状態が十分に確認できるよう、水中の視界が良好であって、水線下の船体が十分に清掃された状態で行うこと。

附 則（改正その 7）

1. この達は、2016年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。